

第2次蟹江町
男女共同参画プラン
(案)

令和3年12月

目次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
1 プラン策定の背景.....	1
2 プランの位置付け.....	5
3 プランの期間.....	5
第2章 蟹江町の男女共同参画を取り巻く現状.....	6
1 人口の状況.....	6
2 男女共同参画の理解について.....	7
3 家庭・地域における男女共同参画について.....	10
4 男女がともに働きやすい社会づくりについて.....	15
5 安全・安心に暮らせる社会づくりについて.....	20
6 ワークショップからみられる現状.....	26
第3章 プランの基本的な考え方.....	31
1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	32
3 プランの体系.....	34
第4章 プランの内容.....	35
基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革.....	35
基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の推進.....	37
基本目標3 男女がともに働きやすい社会づくり.....	40
基本目標4 安全・安心に暮らせる社会づくり.....	43
第5章 プランの推進.....	47
1 推進体制.....	47
2 数値目標.....	48

1 / プラン策定の背景

社会全体においては固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分ではありません。また、女性の就業率は増加しており、女性が仕事をする事について肯定的な意見が多いものの、男女共同参画を進めていくためには、労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや男女ともに柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現も課題として残されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の生活や暮らし方の見直しが進んでおり、事業所においても、テレワークの導入やオンラインの活用とともに多様で柔軟な働き方が広がりつつあります。一方で、コロナ禍による社会変動及び経済的打撃は社会的弱者の生活基盤を脅かしています。特に、DV被害者の中には、相談できず悩みを抱え込んでいる人も多いことが指摘されています。

今後は、こうした課題を踏まえ、社会における多様な価値観の尊重、働き方・暮らし方の改革、男女共同参画のさらなる推進を進めていくために、アンコンシャス・バイアス等の解消、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家庭・地域・企業等のあらゆる場における課題を解決することが必要となっています。さらに、深刻化する男女間のあらゆる暴力の被害者への支援に向けて、相談体制を含めた取組の充実が必要です。

当町ではこうした現状を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、「第2次蟹江町男女共同参画プラン」を策定します。

(1) 国の動き

国は、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、男女共同参画社会の形成について基本理念や国・自治体・国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。基本法に基づき、平成 27 年 12 月に「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしました。

また、平成 28 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境が整備され、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が義務付けられ、女性の職業生活における活躍がさらに推進されました。

令和 2 年 12 月 25 日には「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。その中で、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえためざすべき社会として改めて以下の 4 つを提示し、その実現を通じて、基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

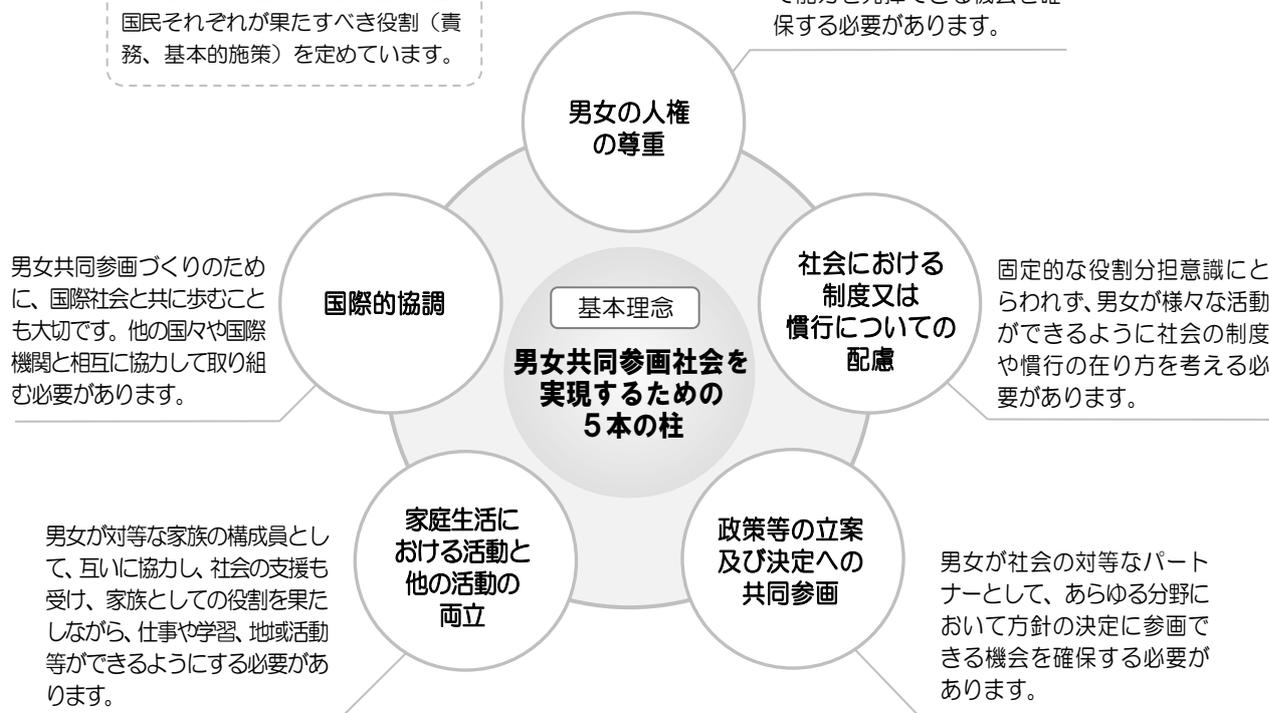
- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布・施行）

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。

また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。



国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務	地方公共団体の責務	国民の責務
<ul style="list-style-type: none"> ●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定 ●積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む ●地域の特性を活かした施策の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

出典：内閣府男女共同参画局

男女共同参画社会のイメージ図



出典：内閣府男女共同参画局

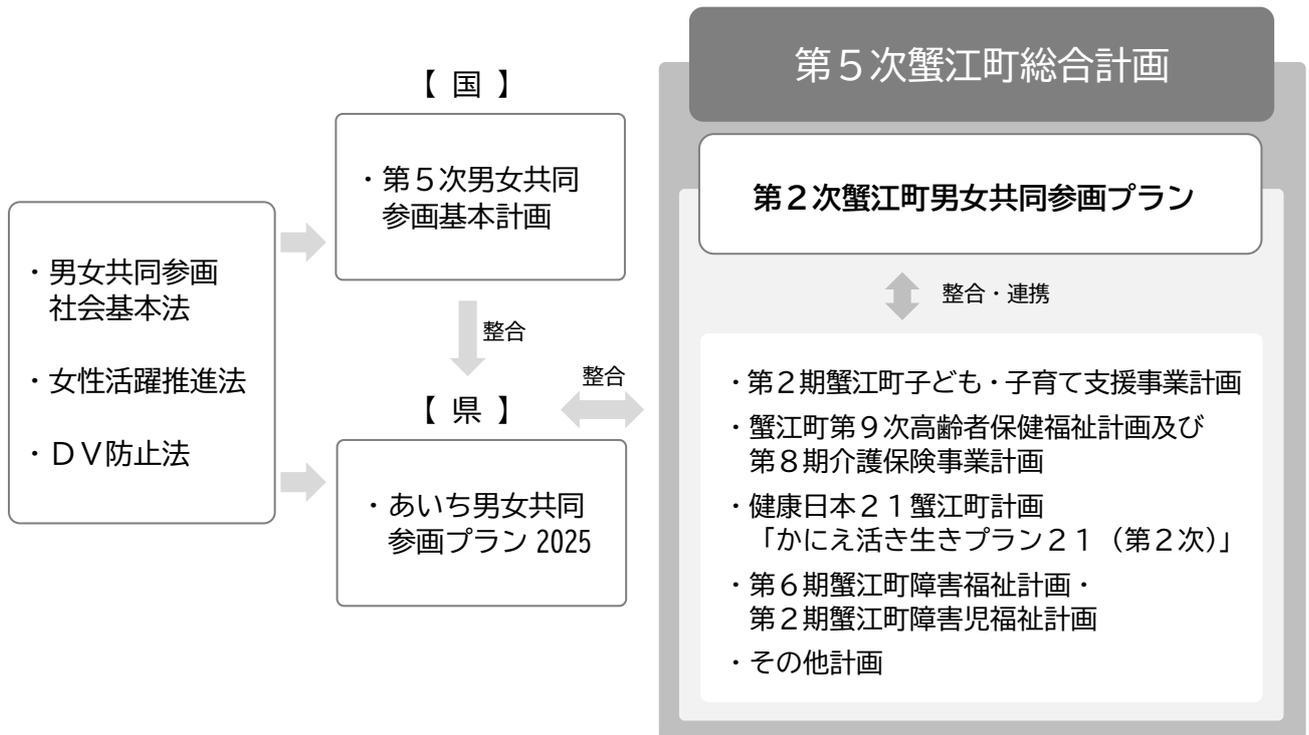
(2) 県の動き

県は、平成13年3月に、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」を策定するとともに、平成14年4月に「愛知県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会を形成するためのさまざまな施策を総合的・計画的に推進しています。平成28年3月に「あいち男女共同参画プラン 2020」、令和3年3月に「あいち男女共同参画プラン 2025」を策定し、重点目標として「あらゆる分野における女性の活躍の促進」を始め、「男女共同参画社会に向けての意識改革」「安心して暮らせる社会づくり」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて、より一層の推進を図っています。

2 プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく、「市町村男女共同参画基本計画」として位置づけます。

国の第 5 次男女共同参画基本計画、県のあいち男女共同参画プラン 2025、町の第 5 次蟹江町総合計画との整合性を図りながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための指針として策定します。



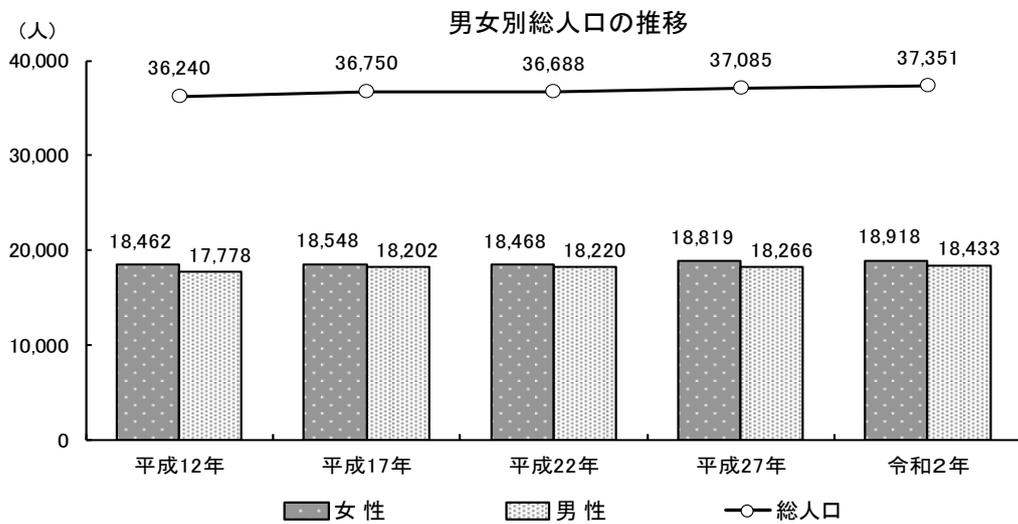
3 プランの期間

プランの計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

1 人口の状況

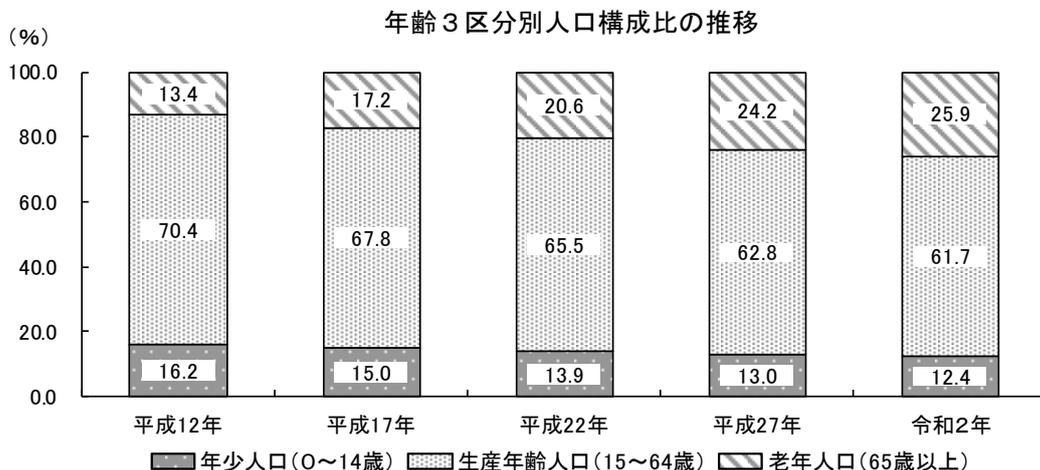
(1) 男女別総人口の推移

蟹江町の人口を男女別にみると、男性よりも女性が多い傾向が続いており、令和2年には女性は18,918人、男性は18,433人となっています。



(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口の構成比は、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少している一方で、老年人口（65歳以上）の割合は増加しており、令和2年には25.9%となっています。



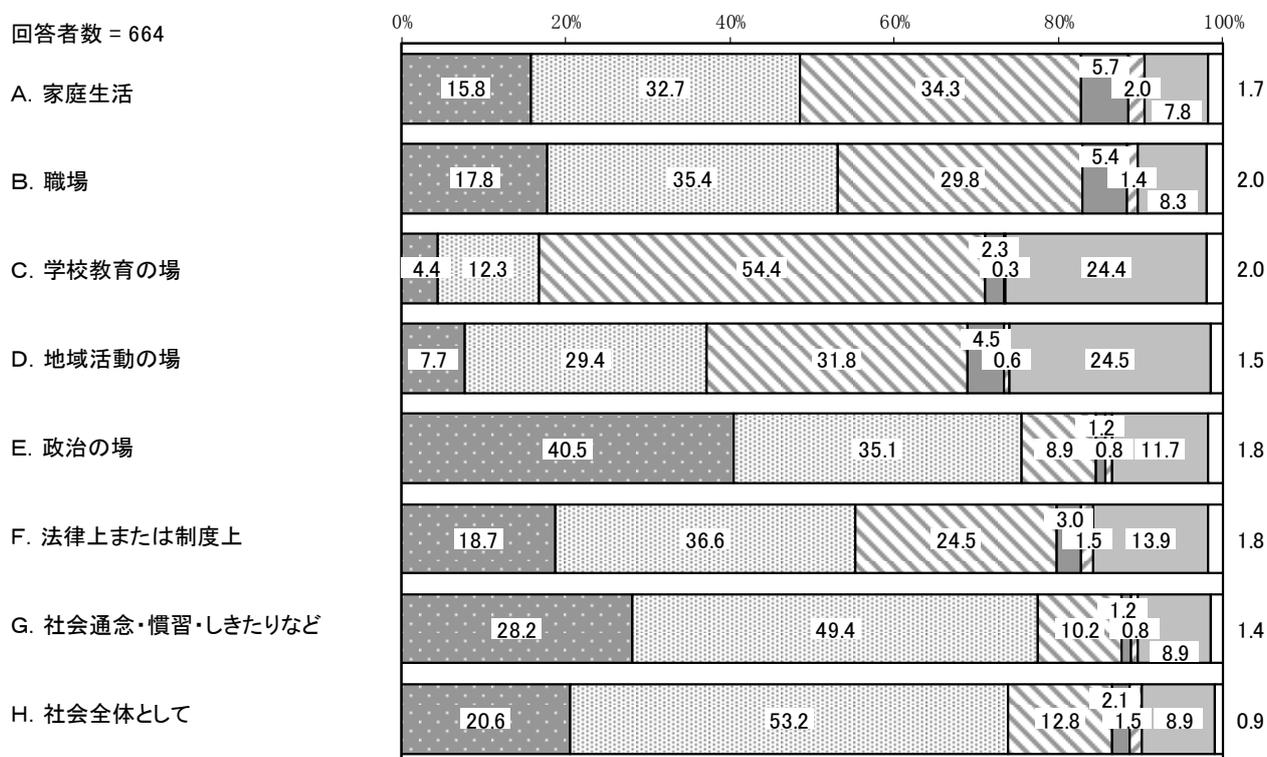
2 男女共同参画の理解について

(1) 男女の地位の平等感について（アンケート調査結果）

「次あげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。」について、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体として」で『男性の方が優遇されている』（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した）の割合が高く、7割半ばとなっています。また、「学校教育の場」で『平等である』の割合が高く、5割半ばとなっています。

男女の地位の平等感について

回答者数 = 664



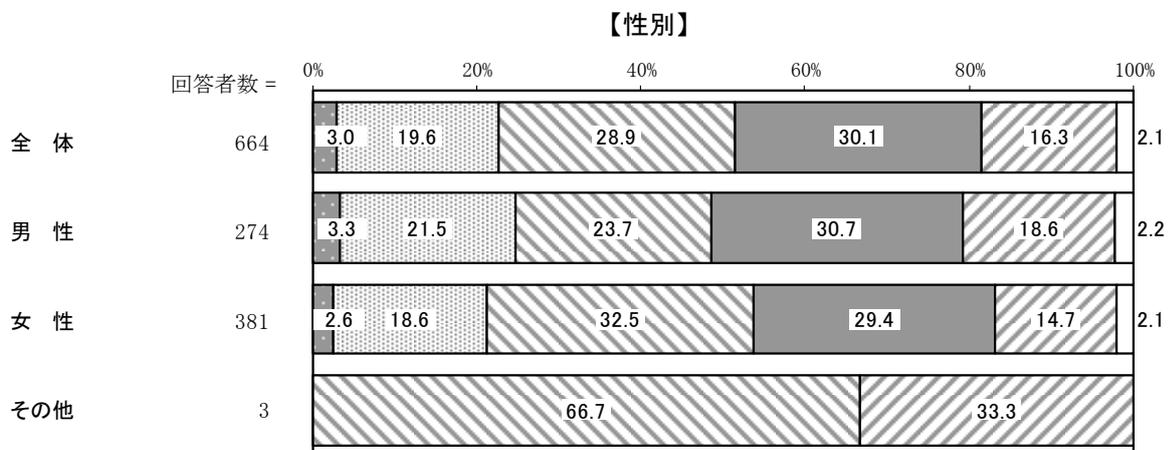
- 男性の方が優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等である
- ▨ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答

資料：住民調査

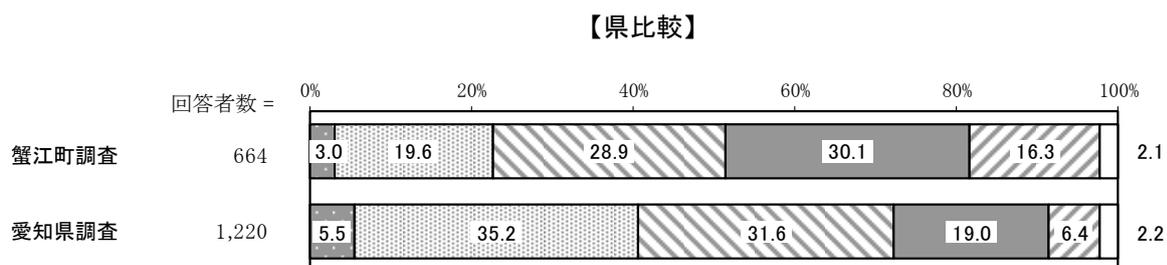
(2) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について (アンケート調査結果)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、『反対』の割合が30.1%と最も高く、次いで『どちらかといえば反対』の割合が28.9%、『どちらかといえば賛成』の割合が19.6%となっています。性別でみると、女性で『どちらかといえば反対』の割合が高くなっています。愛知県調査と比較すると、愛知県で『どちらかといえば賛成』の割合が高くなっています。年齢別でみると、18～29歳で『反対』の割合が高くなっています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について



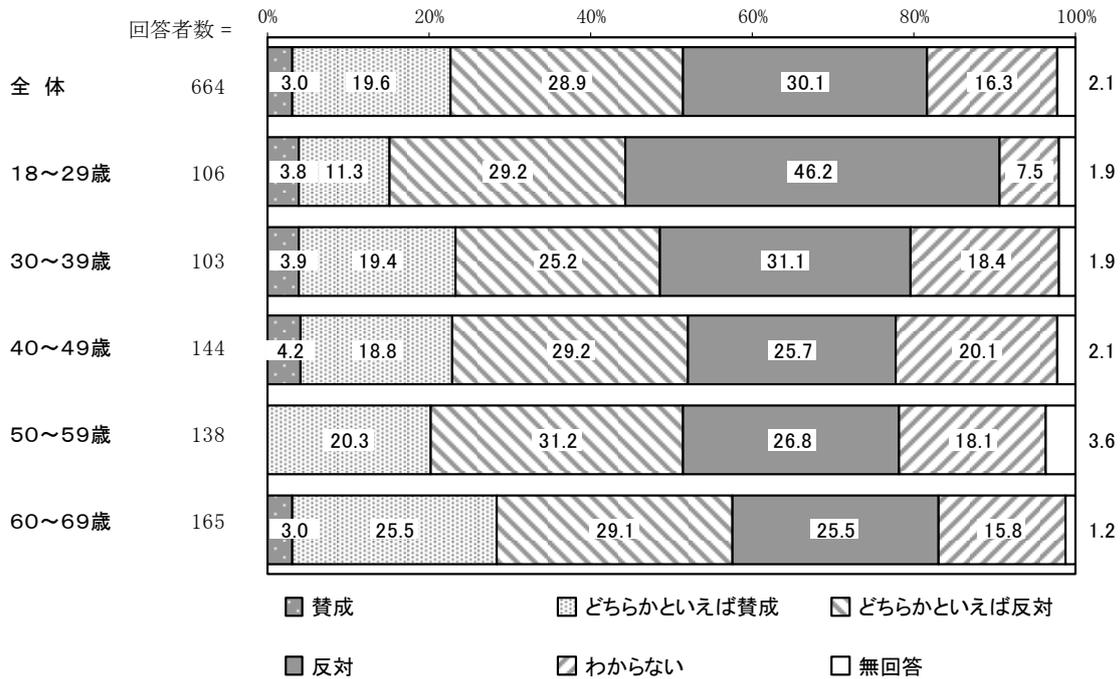
資料：住民調査



資料：男女共同参画意識に関する調査（愛知県）、住民調査（蟹江町）

- 賛成
- どちらかといえば賛成
- どちらかといえば反対
- 反対
- わからない
- 無回答

【年代別】



資料：住民調査

(3) 男女共同参画社会に向けての意識改革の取組状況

男女共同参画社会に向けての意識改革を進めるため、性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識の醸成や家庭や地域、学校などの場において男女共同参画を進める教育・学習を推進してきました。

計画通り推進が図れましたが、男女共同参画の啓発セミナーでは、今後も各年代が興味を持てるテーマや講師の設定を行っていく必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業の中止や実施規模を縮小しており、コロナ禍における情報提供や啓発が行える取組の検討などが今後の課題となっています。

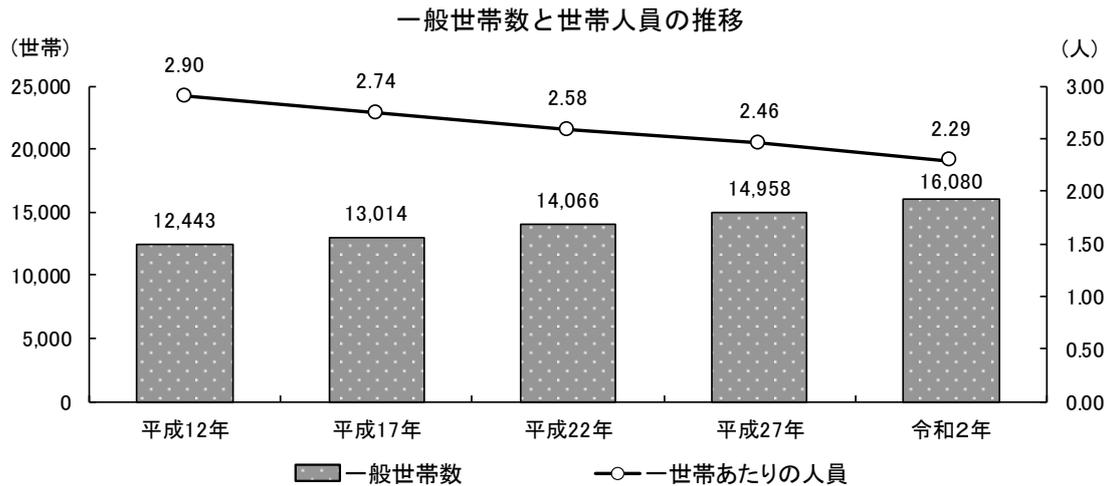
第2次プランに向けた主な課題

アンケート調査結果によると、固定的な性別役割分担意識が未だに残っている傾向があります。こうした背景には、長年にわたり人々の中に固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が形成されてきたことがあると考えられます。今後、市民の幅広い年齢層に対して、それぞれの性別やライフステージに応じた理解を促すため、意識啓発を中心とする取組や実践につながる知識を習得できる取組を行っていく必要があります。

3 家庭・地域における男女共同参画について

(1) 一般世帯数と世帯人員の推移

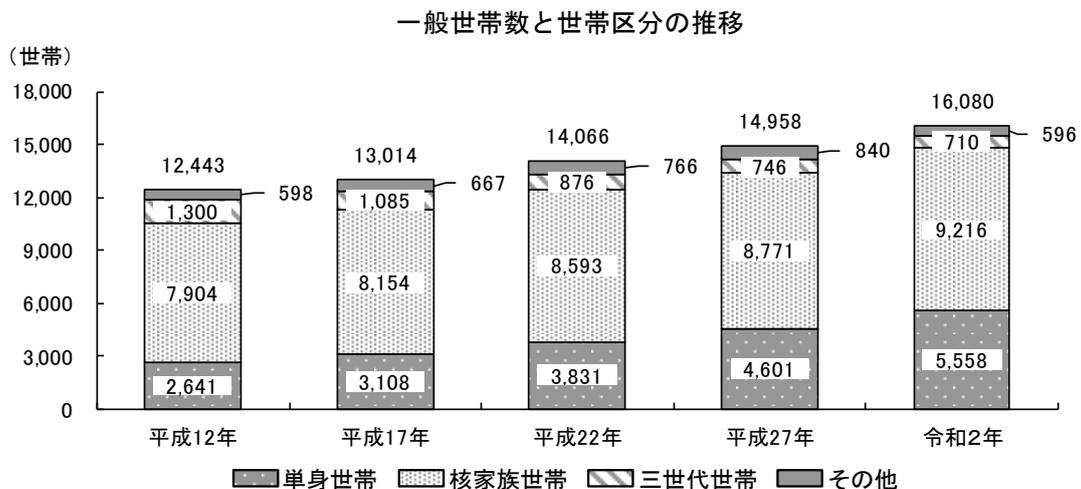
蟹江町の一般世帯数は、令和2年では16,080世帯と増加していますが、一世帯あたりの人員は減少しており、令和2年では2.29人となっています。



資料：国勢調査

(2) 一般世帯数と世帯区分の推移

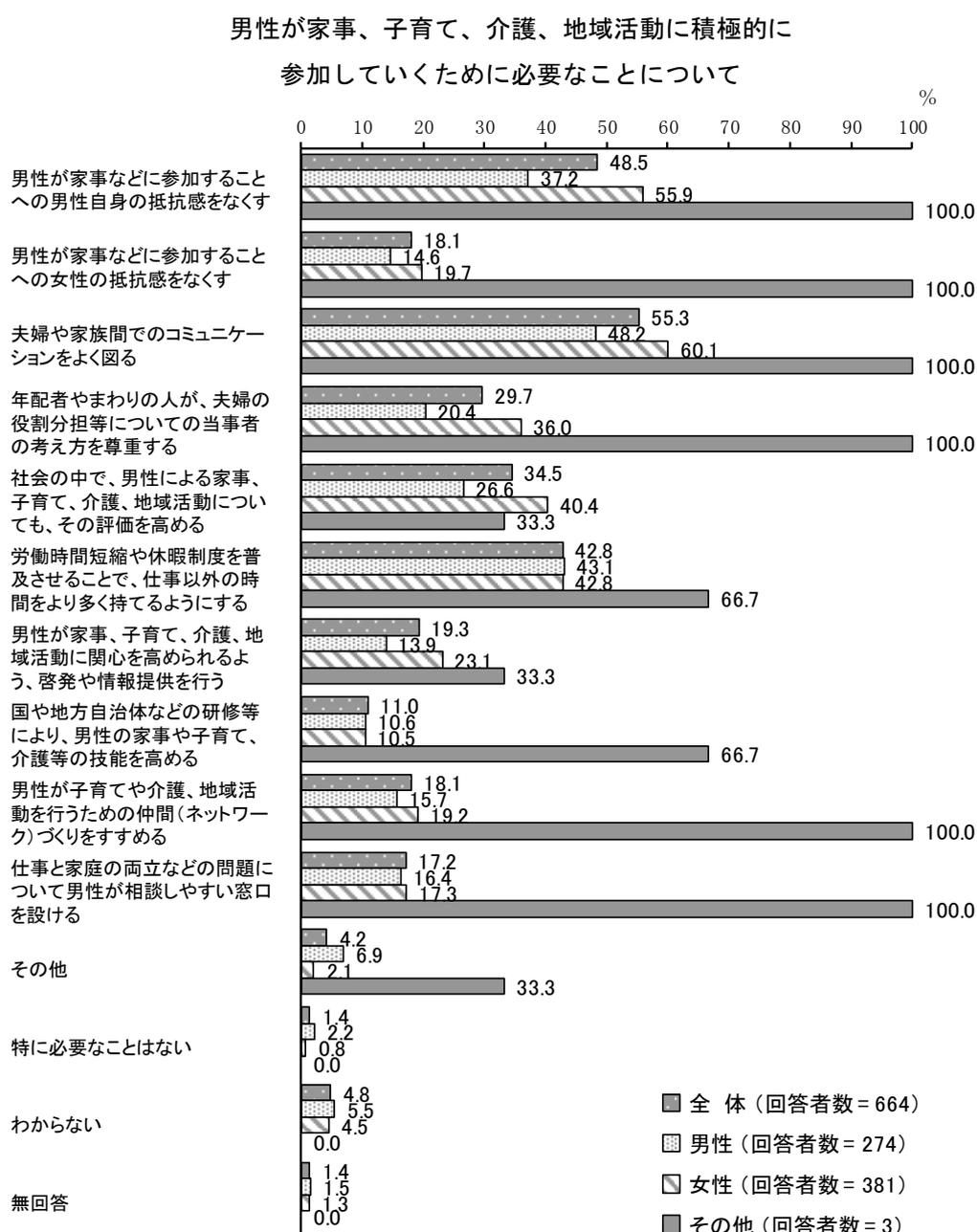
一般世帯数の世帯区分は、単身世帯と核家族世帯が増加しており、令和2年では、単身世帯が5,558世帯、核家族世帯が9,216世帯となっています。



資料：国勢調査

(3) 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて（アンケート調査結果）

「今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。」について、『夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る』の割合が55.3%と最も高く、次いで『男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくす』の割合が48.5%、『労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする』の割合が42.8%となっています。

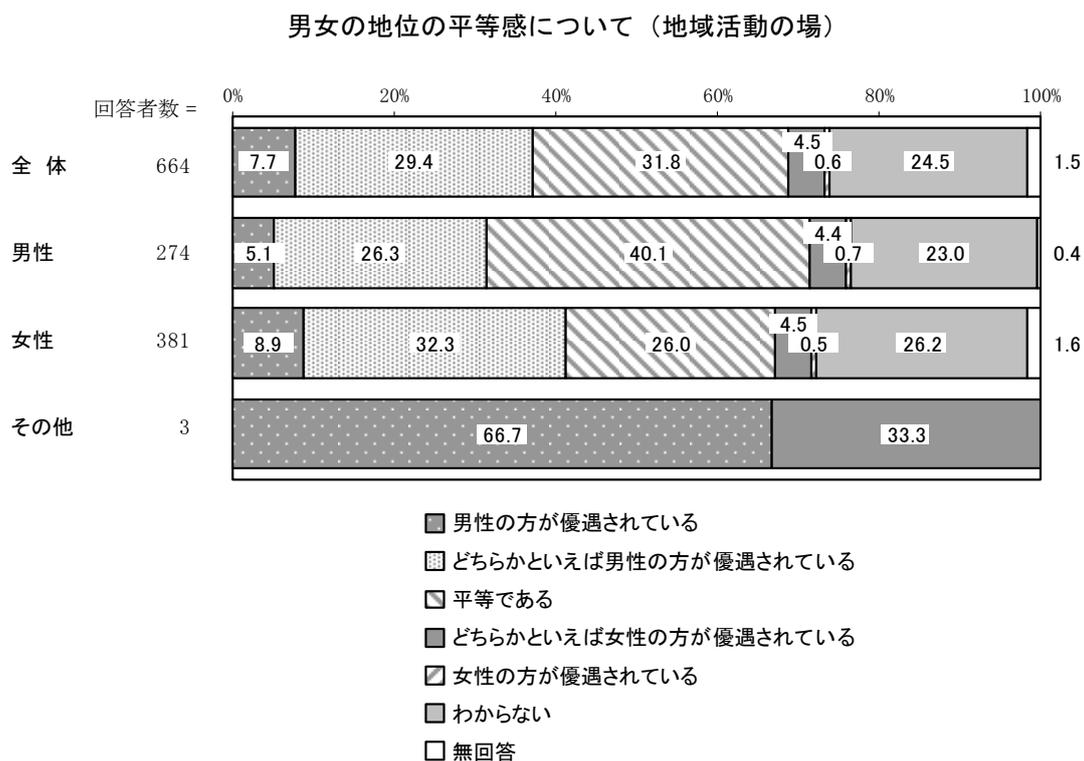


資料：住民調査

(4) 男女の地位の平等感について（地域活動の場）

（アンケート調査結果）

「地域活動の場における男女の地位は平等になっていると思いますか。」について、『平等である』の割合が31.8%と最も高く、次いで『どちらかといえば男性の方が優遇されている』の割合が29.4%、『わからない』の割合が24.5%となっています。

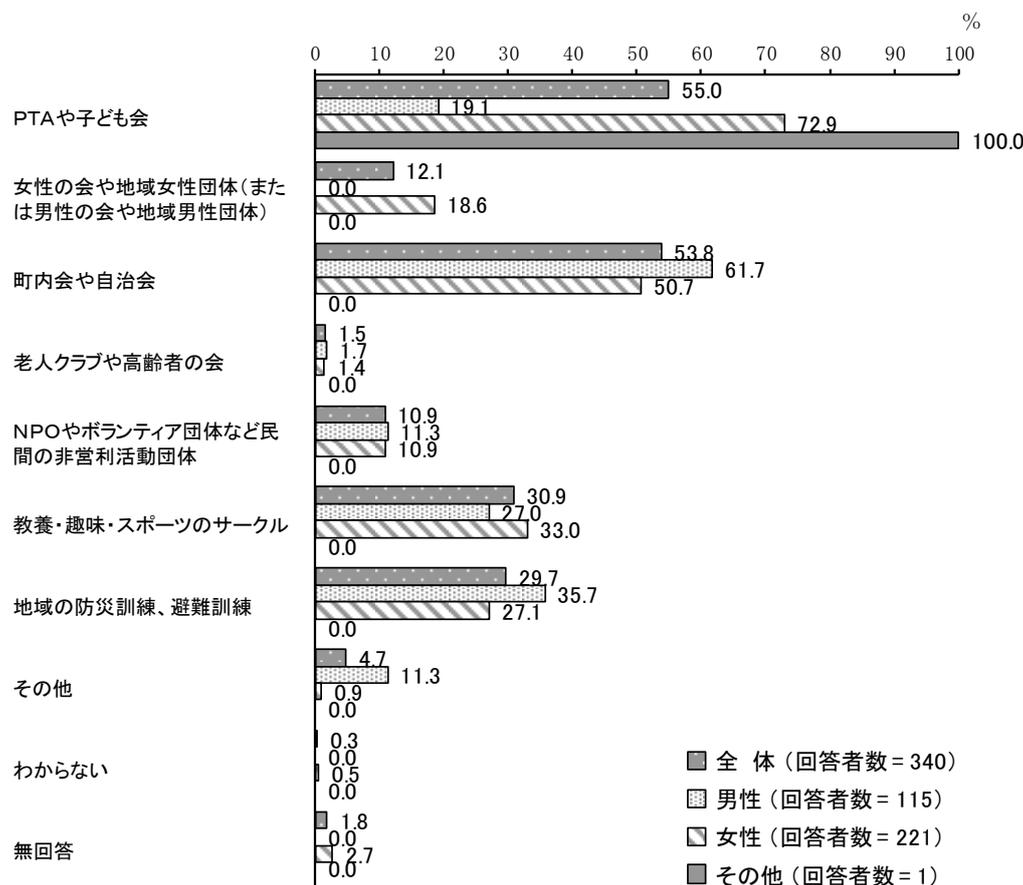


資料：住民調査

(5) 参加したことがある地域活動について（アンケート調査結果）

「どのような活動に参加していますか（した経験がありますか）。」について、『地域の防災訓練、避難訓練』の割合が3割前後となっており、中でも女性に関しては27.1%となっています。

現在（今までに）どのような活動に参加していますか（した経験がありますか）について



資料：住民調査

(6) 家庭・地域における男女共同参画の推進の取組状況

家庭・地域における男女共同参画を推進するため、男女が互いに対等な立場で家庭生活や地域活動へ積極的に参加できるような支援や、地域活動のさまざまな分野で女性が意思決定・方針決定過程へ参画できる環境整備、男女共同参画の視点を取り入れた災害時の支援の充実を進めてきました。

概ね計画通り推進が図れましたが、コロナ禍において、感染症対策を十分に行ったイベントの開催や、ファミリー・サポート・センターを安心して利用できるサポート体制などが今後の課題となっています。

また、防災会議の女性委員の増員や、避難所設営関連の訓練への女性の参加促進に取り組んでいく必要があります。

第2次プランに向けた主な課題

① 男性の家庭・地域活動への参加について

家庭生活においては、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。

アンケート調査結果によると、家庭・地域活動に男女が共に参画するために、夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ることや、男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくすことを必要とする割合が高く、コミュニケーションの円滑化や、男性自身の抵抗感を解消する必要があります。また、労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすることを求める割合も高く、労働時間の短縮や休暇制度を充実させるために、事業所に向けて制度の利用を促していく必要があります。

今後、家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。また、男女がともに協力しながら家庭生活・地域生活を過ごせるよう、家庭のみならず地域や企業に向けて啓発等の取組が重要です。

② 地域のさまざまな活動分野で女性が能力を発揮する機会について

地域活動については、地域の多様化するニーズへの対応が課題となっており、課題解決に向け、さまざまな視点から多様な人材の確保や性別や年齢等により役割が固定化されないよう、意識の改善に取り組むことが必要とされています。

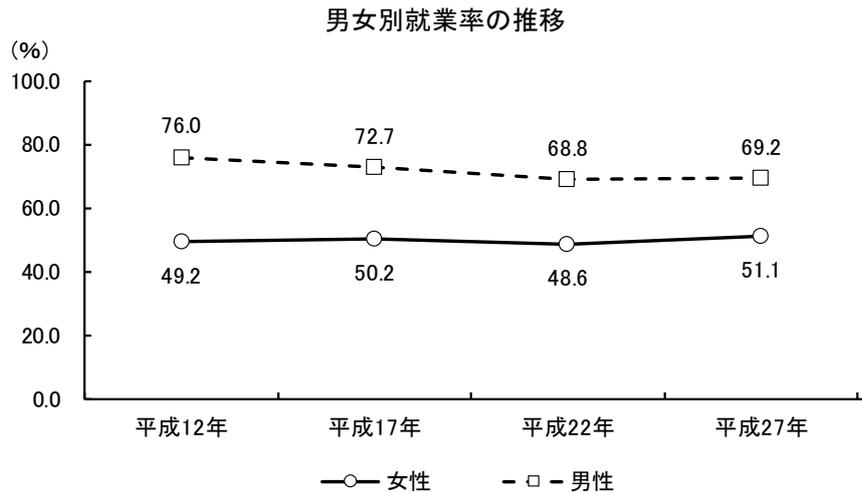
アンケート調査によると、地域活動の場において、どちらかといえば男性の方が優遇されていると感じている割合が29.4%となっており、男女がともに地域活動に参画できるよう待遇の差をなくしていく必要があります。

男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いている・いないにかかわらず、男女がともに地域活動に参画し、活動の活性化を地域ぐるみで図ることが求められています。

4 男女がともに働きやすい社会づくりについて

(1) 男女別就業率の推移

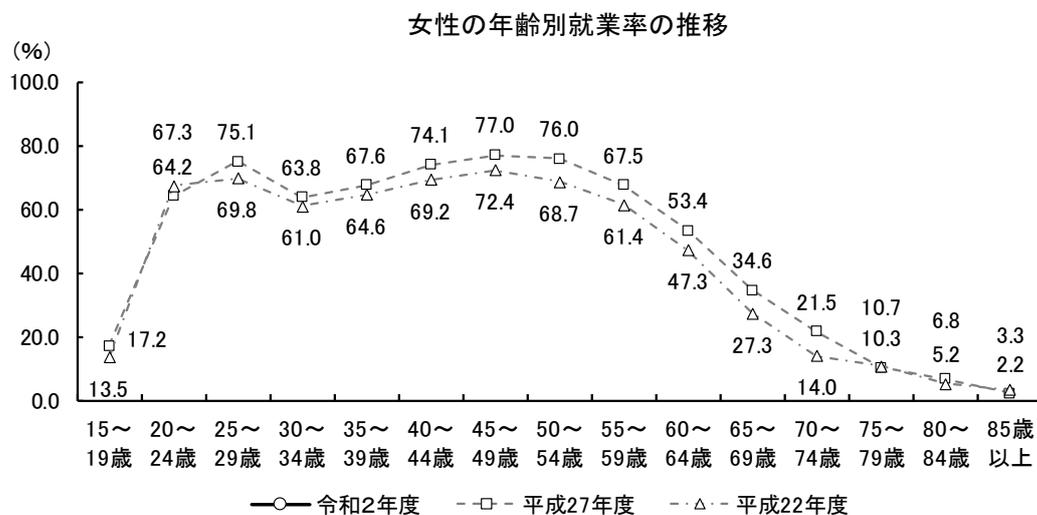
就業率は、いずれの年も男性が女性を上回っていますが、女性の就業率は増加傾向で推移し、平成27年の女性の就業率は51.1%で男性との差が縮まっています。



資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別就業率の推移

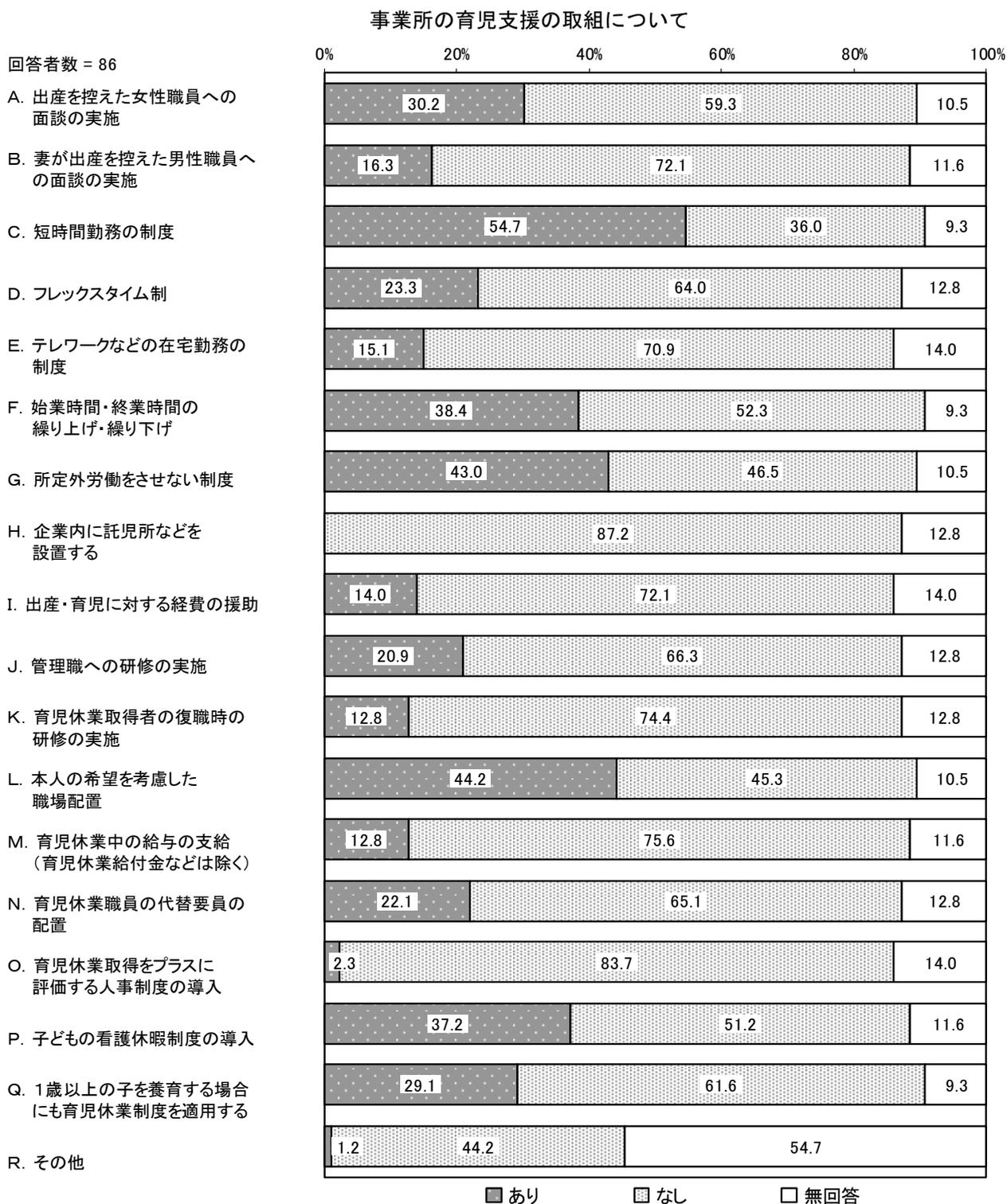
女性の年齢別就業率は、30～39歳の出産・育児期のM字カーブの落ち込みは徐々に小さくなっています。



資料：国勢調査

(3) 事業所の育児支援の取組について（アンケート調査結果）

「貴社では、育児を行う従業員を支援するため、産休・育休の他にどのような取組をしていますか。」について、「短時間勤務の制度」で『あり』の割合が高く、5割半ばとなっています。また、「企業内に託児所などを設置する」、「育児休業取得をプラスに評価する人事制度の導入」で『なし』の割合が高く、8割半ばとなっています。

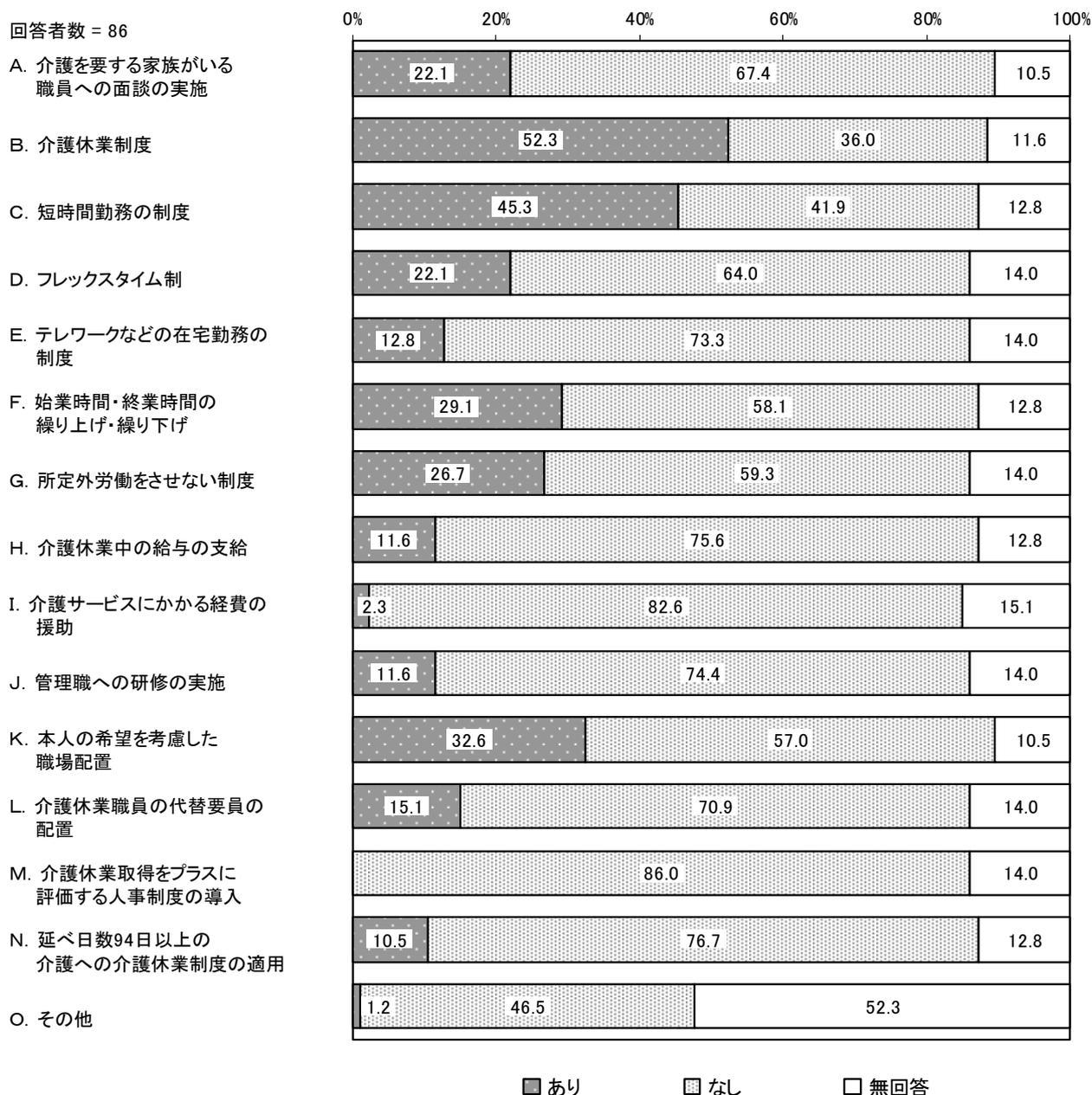


資料：事業所調査

(4) 事業所の介護支援の取組について（アンケート調査結果）

「貴社では、介護を行う従業員を支援するために、どのような取組をしていますか。」について、「介護休業制度」で『あり』の割合が高く、5割を超えています。また、「介護休業取得をプラスに評価する人事制度の導入」で『なし』の割合が高く、8割半ばとなっています。

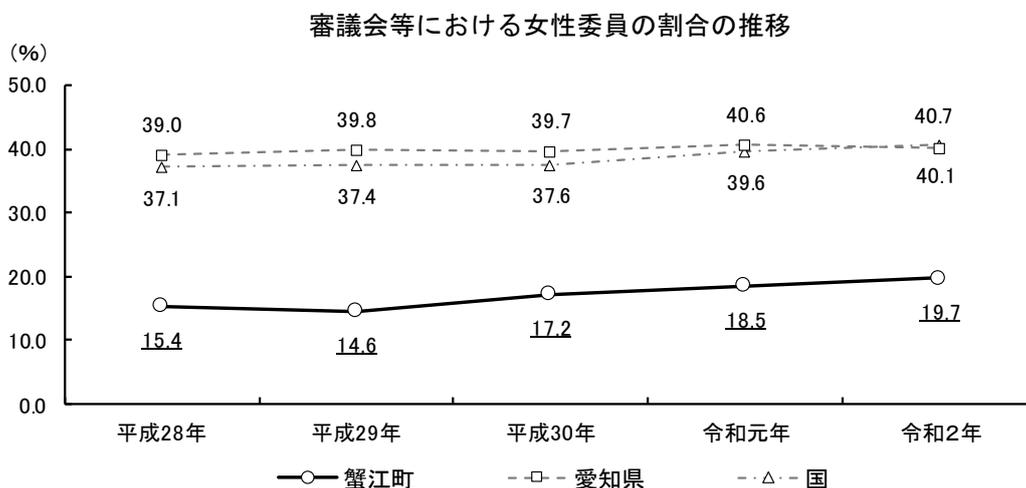
事業所の介護支援の取組について



資料：事業所調査

(5) 意思決定・方針決定の過程への女性の参画状況

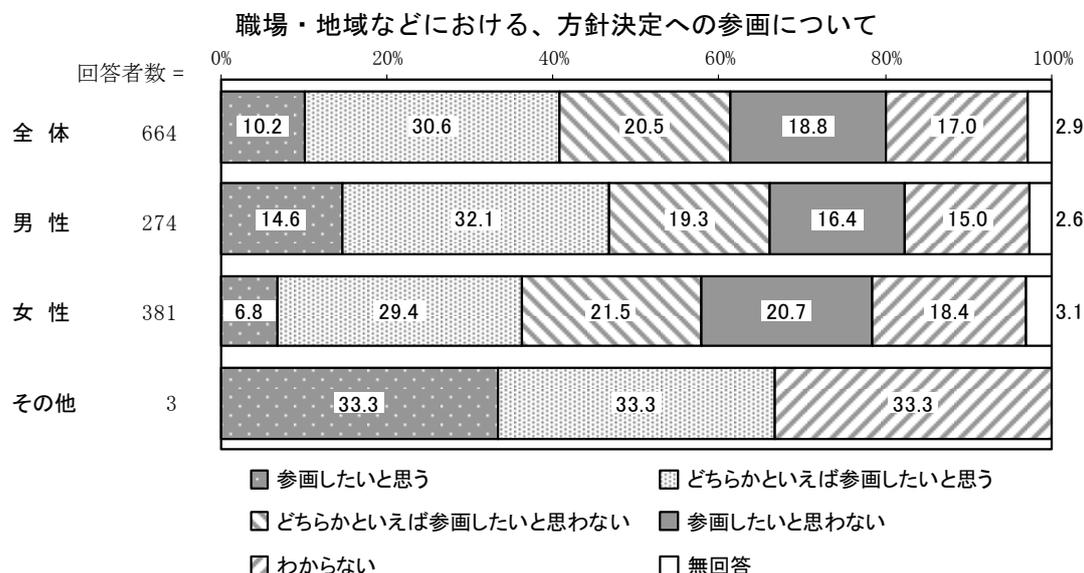
審議会等における女性委員の割合の推移は、国や県に比べ当町の割合は低く、令和2年では19.7%となっています。



資料：(蟹江町) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の推進状況調査
(愛知県) 愛知県県民生活部男女共同参画推進課
(全 国) 内閣府 国の審議会等における女性委員の参画状況

(6) 職場・地域などにおける、方針決定の場への参画について (アンケート調査結果)

「職場・地域などにおいて、方針決定の場に参画したいと思いますか。」について、女性の36.2%の割合が『参画したいと思う』、『どちらかといえば参画したいと思う』と回答がありました。



資料：住民調査

(7) 男女がともに働きやすい社会づくりの取組状況

男女がともに働きやすい社会づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの推進、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりを進めてきました。

概ね計画通り推進が図れましたが、早朝保育や延長保育の未実施地域における実施体制の整備や、審議会等への女性の登用、役場における管理的地位への女性職員の登用などが課題となっています。

第2次プランに向けた主な課題

アンケート調査結果によると、事業所において、育児や介護を行う従業員を支援する制度が充実しているとはいえない状況です。事業所に対して、これらの制度の充実を図るよう促していく必要があります。

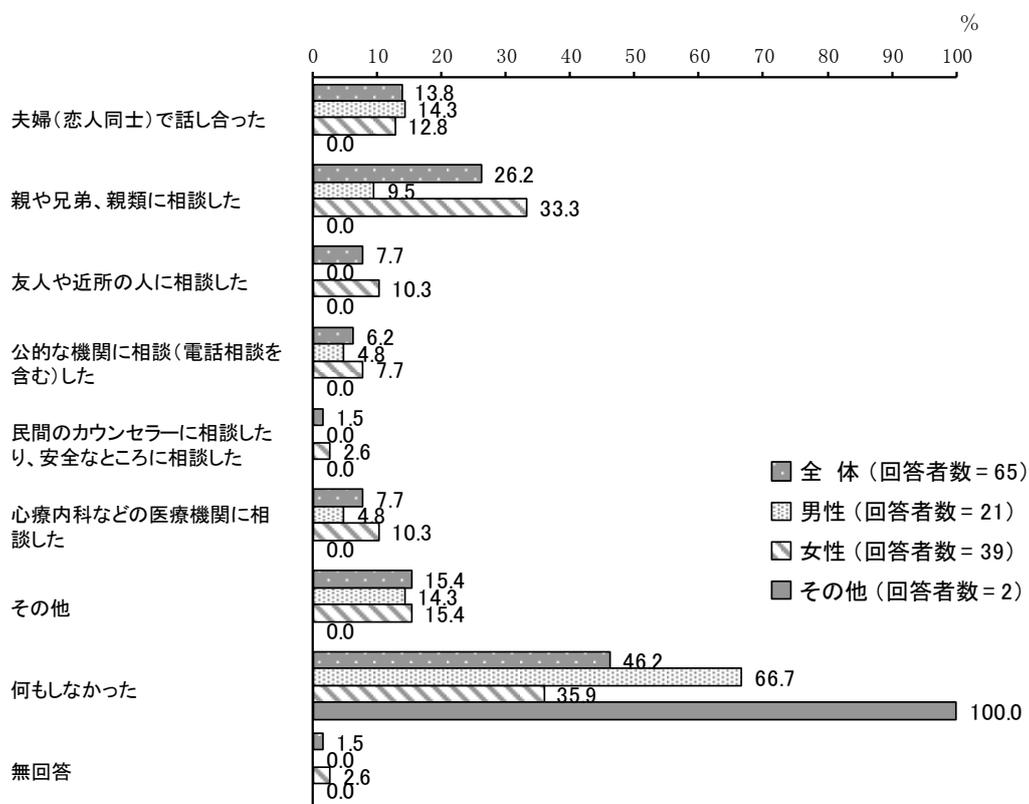
アンケート調査結果から、職場・地域などにおいて、方針決定の場に参画したいと思う女性は36.2%となっています。こうした意向を持つ女性が職場や地域などの方針決定の場に参画していけるよう、キャリアアップのための研修や起業への支援を充実させていく必要があります。

5 / 安全・安心に暮らせる社会づくりについて

(1) DVを経験したり、見聞きした時に、どのような行動をしたかについて（アンケート調査結果）

「DVを経験したり、見聞きした時に、あなたはどうしましたか。」について、『何もなかった』の割合が46.2%と最も高く、次いで『親や兄弟、親類に相談した』の割合が26.2%、『夫婦（恋人同士）で話し合った』の割合が13.8%となっています。

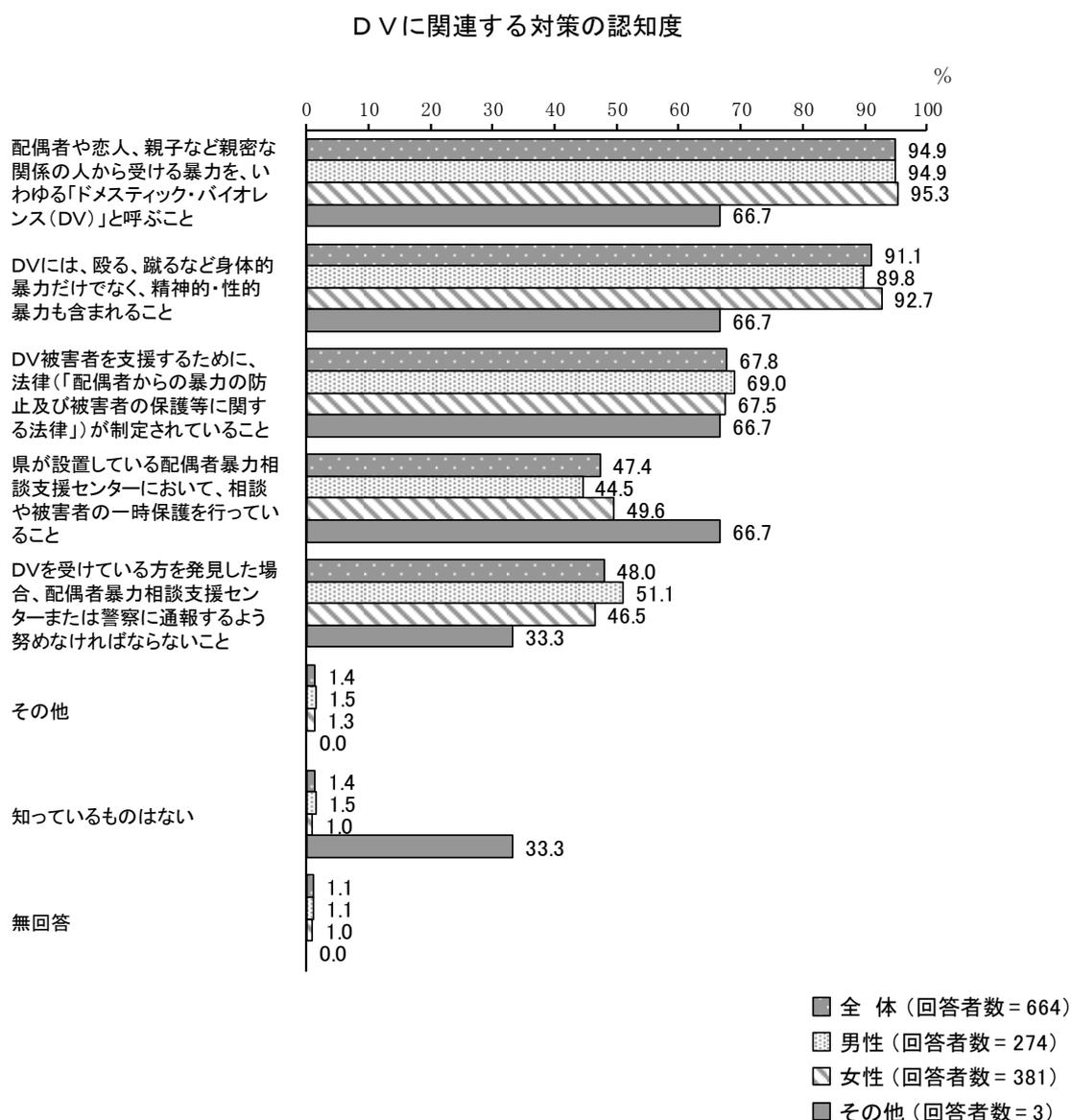
DVを経験したり、見聞きした時に、どのような行動をしたかについて



資料：住民調査

(2) DVに関連する対策の認知度について（アンケート調査結果）

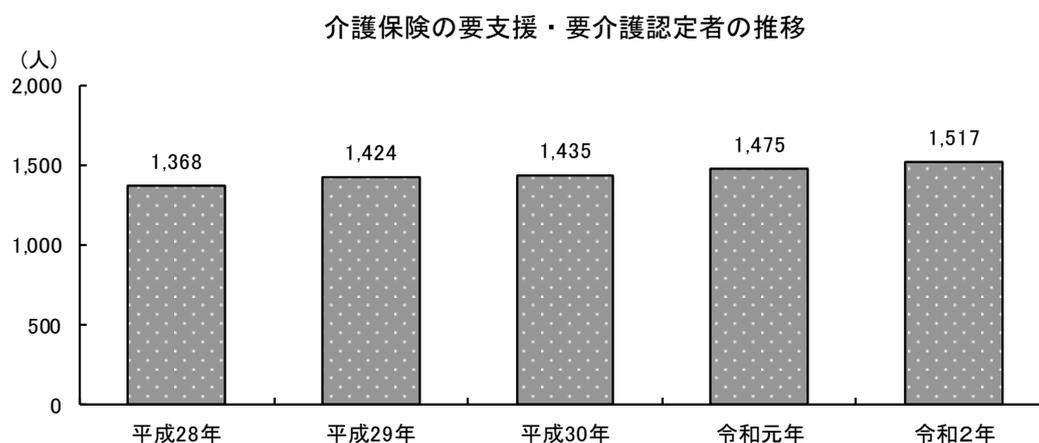
「次あげるDVに関することについて知っていますか。」について、『県が設置している配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談や被害者の一時保護を行っていること』、『DVを受けている方を発見した場合、配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報するよう努めなければならないこと』の認知度が4～5割となっています。



資料：住民調査

(3) 介護保険の要支援・要介護認定者の推移

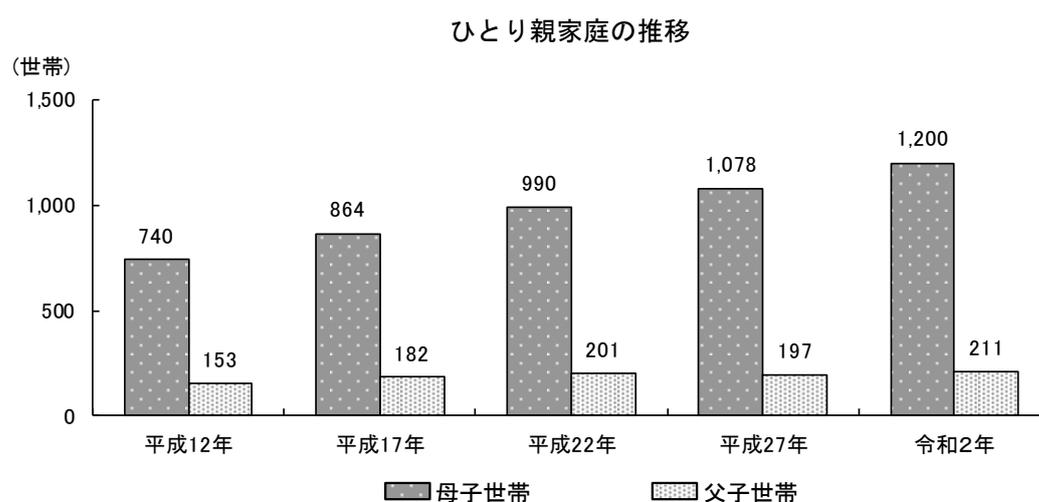
介護保険の要支援・要介護認定者の推移は増加傾向にあり、令和2年では1,517人となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年度末）

(4) ひとり親家庭の推移

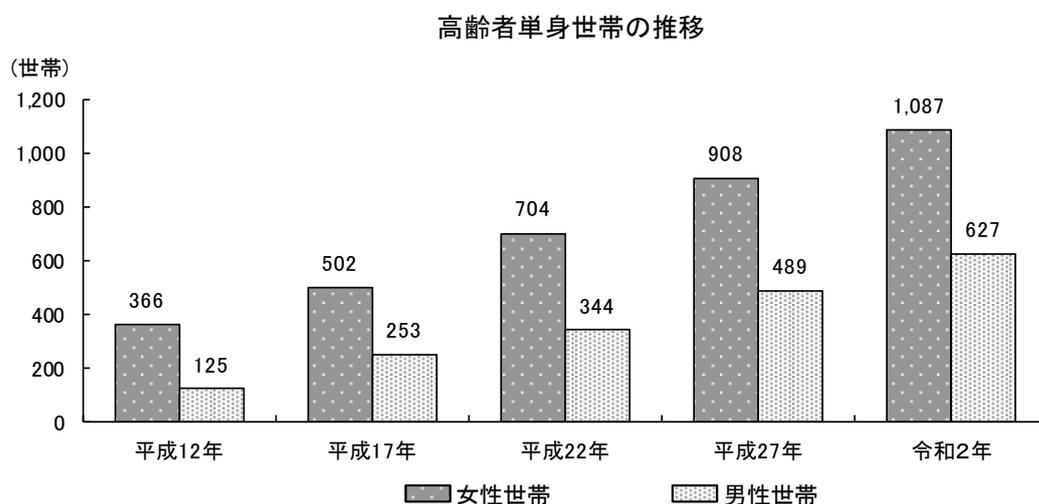
ひとり親家庭は母子世帯が増加傾向で推移し、令和2年で1,200世帯となっています。一方で、父子世帯は平成22年以降横ばいとなっており、令和2年で211世帯となっています。



資料：国勢調査

(5) 男女別高齢者単身世帯の推移

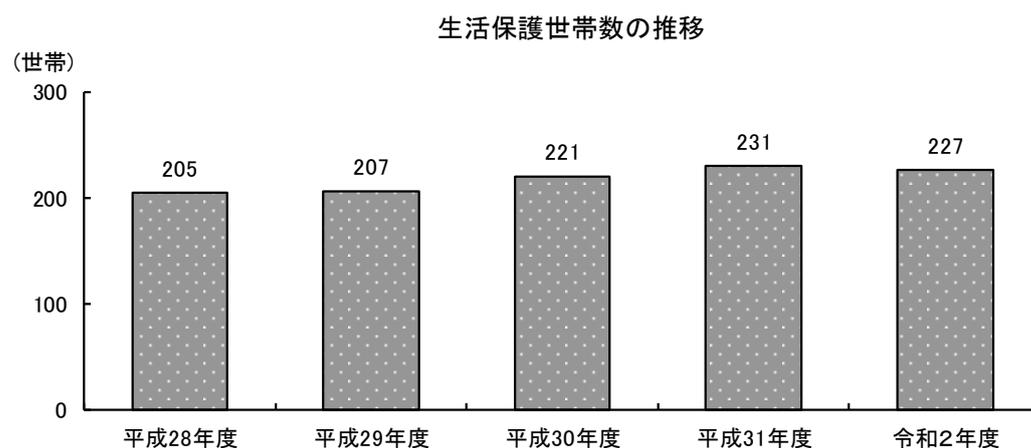
高齢者単身世帯は男女ともに増加しており、女性世帯は男性世帯のおよそ2倍で推移しています。



資料：国勢調査

(6) 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数の推移は平成28年から平成31年にかけて増加していましたが、平成31年の231世帯をピークに、令和2年では227世帯へ減少しています。

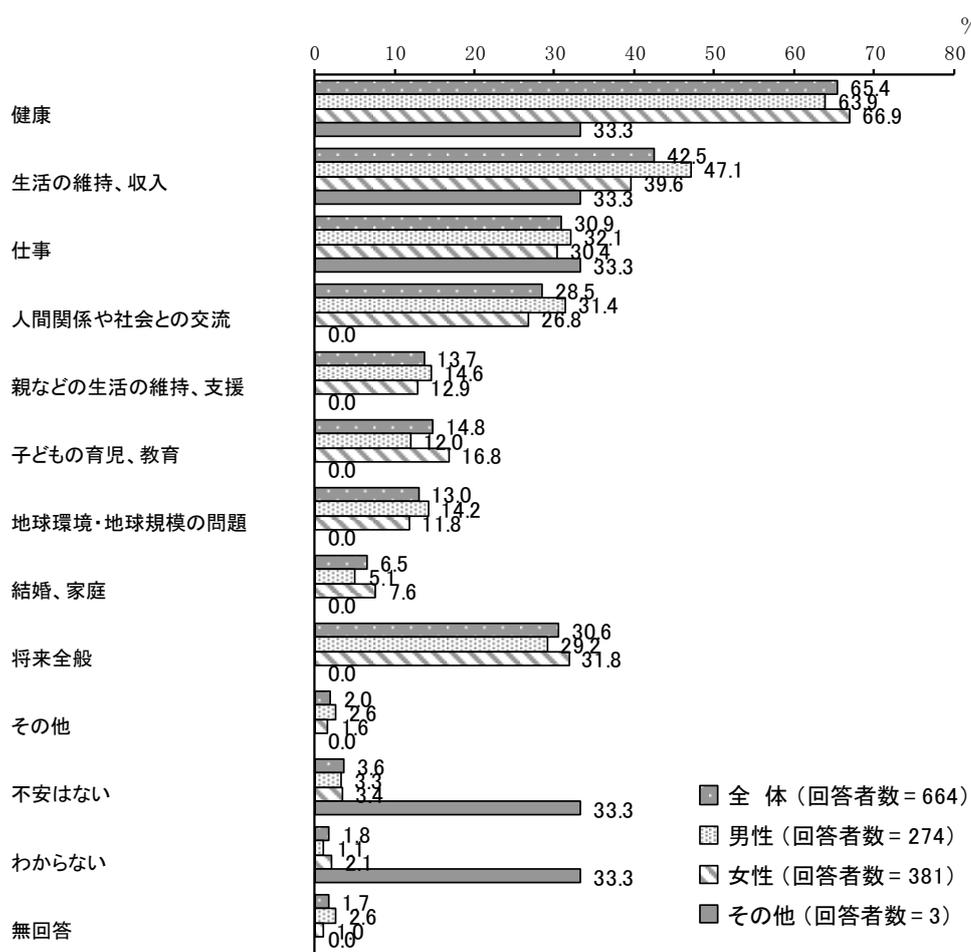


資料：蟹江町民生部住民課（各年度4月現在）

(7) 新型コロナウイルス感染症拡大前に比べて、不安が増していることについて（アンケート調査結果）

「新型コロナウイルス感染症拡大前に比べて、不安が増しているのはどのようなことですか。」について、『健康』の割合が65.4%と最も高く、次いで『生活の維持、収入』の割合が42.5%、『仕事』の割合が30.9%となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大前に比べて、不安が増していることについて



資料：住民調査

(8) 安全・安心に暮らせる社会づくりの取組状況

安全・安心に暮らせる社会づくりのため、DV や各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備、生涯にわたる男女の健康づくりや、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人など、生活上の困難に陥りやすい人々に対する相談事業や福祉サービスの提供などに取り組んできました。

概ね計画通り推進が図れましたが、関係機関と連携したDV被害者への支援を継続していく必要があるとともに、ひとり親家庭への生活全般にわたる総合的な支援などが今後の課題となっています。

第2次プランに向けた主な課題

アンケート調査結果によると、「DVを経験したり、見聞きした時に、あなたはどうしましたか。」について、『何もしなかった』の割合が46.2%と最も高くなっています。こうした中、『県が設置している配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談や被害者の一時保護を行っていること』・『DVを受けている方を発見した場合、配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報するよう努めなければならないこと』の認知度が4割～5割となっており、さらなる情報発信の強化が求められます。

また、性別に関わらず健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりの観点からは、今後も新しい生活様式を踏まえた介護予防やがん検診の受診を推進していく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により、健康や生活、収入への不安が広がっている傾向にあります。行政がこうした不安を解消できるよう、支援制度の充実と周知を図っていく必要があります。

6 ワークショップからみられる現状

(1) ワークショップの概要

開催日	概要	内容
8月26日 (木)	<p>場 所：役場 書庫棟 2階 多目的室</p> <p>参加者：町民・ 役場職員 12名</p>	<p>アンケート結果を参考に、参加者の皆さんが普段、身の回りで感じている「疑問点」や「問題点」などに関するご意見をたくさん出していただき、男女共同参画社会の実現に向けた課題を抽出しました。</p> <p>テーマ</p> <p>①偏見や社会通念、慣習、しきたり等への意識改革 ②コロナ禍の女性への影響(DVやハラスメントなど)</p>
10月9日 (土)	<p>場 所：多世代交流施設 「泉人」 2階 多目的室 1</p> <p>参加者：町民・ 役場職員 21名</p>	<p>第1回ワークショップの結果を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて「課題となること」や「町民や地域が取り組めること」などに関するご意見を数多く出していただき、町民一人ひとりや地域、企業などそれぞれの立場でどのようなことに取り組めるかを整理しました。</p> <p>テーマ</p> <p>①子どもや大人、お年寄りなどさまざまな立場の人の男女共同参画の理解度を高める ②男性も女性も働きやすい環境をつくる ③地域活動や防災活動など、さまざまな場面で女性の意見や力を活かす ④DVやハラスメントを起こさない、その被害から守る</p>

(2) 第1回ワークショップからの意見のまとめ (概要)

テーマ①：偏見や社会通念、慣習、しきたり等への意識改革
○職場における固定的な性別役割分担意識が残っている <ul style="list-style-type: none">・事務職といえば女性のイメージ。秘書や受付・窓口業務、お茶出しや食事の準備に女性が好まれるのは、相手に男性が多いからではないか・保育士さんは女性が多く、男性職員が1人入ったが男女両方で保育したほうがよいのではないか
○男性の育児参加を進めるためには環境づくりが必要である <ul style="list-style-type: none">・男性が育児休暇を取得することはまだ難しい・パパ友が定着すると子育てに男性も取り組めるのではないか
○個々として平等になってきているが、社会全体で見ると変化がない <ul style="list-style-type: none">・各種団体の会長は男性であり、リーダーは男性、サポートは女性
テーマ②：コロナ禍の女性への影響（DVやハラスメントなど）
○コロナ禍における仕事、家庭・生活での負担の増加が課題 <ul style="list-style-type: none">・学校や保育所の急な休校等により、女性の家事の時間が増え、自分の時間が減り、ストレスが増える（DVが増加している）
○どんな窓口があるのか、どのようにPRしているのかがわかりにくい <ul style="list-style-type: none">・DVの相談先を知らない人が多い

(3) 第2回ワークショップからの意見のまとめ（概要）

<p>テーマ①：子どもや大人、お年寄りなどさまざまな立場の人の男女共同参画の理解度を高める</p>
<p>○男女共同参画の実現に向けて問題・課題や取り組んでいかなければならないことを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">・「女性だから」「男性だから」といった風潮がある・男性に一定期間「家事」を体験してもらうのはどうか <p>○課題を解決する・取組を進めるため町民一人ひとりができることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">・男女共同参画の啓発セミナーや研修に積極的に参加する・性別役割分担意識をなくすため、お互いに思いやりの心を持つ <p>○地域の団体や企業の立場で取り組めることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">・学校教育の充実・企業の管理職の男女比率を合わせたり、地域団体・企業を問わず役員に女性を多く取り入れていく・男性の育休を取得した人に表彰制度などを取り入れる
<p>テーマ②：男性も女性も働きやすい環境をつくる</p>
<p>○男女共同参画の実現に向けて問題・課題や取り組んでいかなければならないことを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">・昔からの慣例が残っている・男女の区別なく発言・意見に傾聴する心の育成が必要・長時間働労働や仕事中心になってしまっていることが問題・男性社員が育休・介護休暇をとれるよう育児や介護に参加しやすい環境づくりが必要 <p>○課題を解決する・取組を進めるため町民一人ひとりができることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">・発言・発信は男女ともに平等であり、尊重する・仕事以外に地域活動、社会活動に参加してみる・性別に関係なく適材適所でリーダーを育成する・特に年齢の高い人が、家庭・地域に意識を向ける機会を持つべきではないか <p>○地域の団体や企業の立場で取り組めることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">・女性をリーダーとする組織づくり・男女のコミュニケーションの機会を多く持つ・職場の近くや保育所、学校の近くで医療のサポートが受けられる場所をつくる・多様な勤務体制づくり、フレックス制、在宅ワーク・働きやすい制度を設けている企業を紹介・表彰する・気軽に休める環境を整える

<p>テーマ③：地域活動や防災活動など、さまざまな場面で女性の意見や力を活かす</p>
<p>○男女共同参画の実現に向けて問題・課題や取り組んでいかなければならないことを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い方は仕事を理由に地域活動に参加しない ・男女共同参画以前に参加する人が決まっている ・活動が形骸化している。今どきの活動にしたら参加しやすいのではないか ・近所づきあいが少ない <p>○課題を解決する・取組を進めるため町民一人ひとりができることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への積極的な参加 ・声かけ、見守りをする <p>○地域の団体や企業の立場で取り組めることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集まる場所がないので、Zoomなどを活用する ・団体（集団）同士が交流、意見交換できる場を設ける ・地域活動に参加するきっかけづくりをする ・若い人も楽しく参加できるような、活動に工夫が必要
<p>テーマ④：DVやハラスメントを起こさない、その被害から守る</p>
<p>○男女共同参画の実現に向けて問題・課題や取り組んでいかなければならないことを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画の実現に向けて」と言われてから30年近くになるが、まだ意識が根付いていない ・乳幼児を育てており仕事が出来ずに経済力の乏しい女性に対して生活費を渡さない経済的なDVが起こっており、そのような問題を相談できる場所があるとよい ・男女間での意識に差がある ・DVやハラスメントの理解があいまい、周知が不足している <p>○課題を解決する・取組を進めるため町民一人ひとりができることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口で話を聞いてもらう ・ハラスメントとは何か、DVとは何か、みんなで考える機会をつくる ・近所でDVに気づいた時、関係機関等に連絡するなどの行動を起こす <p>○地域の団体や企業の立場で取り組めることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育休取得、女性の家事と仕事の両立ができるようバックアップする ・子育て施設の充実 ・テレビや雑誌などで取り上げ問題を提起する ・行政や企業がハラスメント・DVを防止するための啓発活動をする

第1回ワークショップの様子



第2回ワークショップの様子



第 3 章

プランの基本的な考え方

1 / 基本理念

本プランにおいては、「第5次蟹江町総合計画」における「みんなで取り組む」元気なまちづくりの実現を見据え、蟹江町民が性別に関わりなく意欲に応じて活躍できる機会が確保され、あらゆる場面で公平に評価され、責任を分かち合い輝く社会をめざします。

男女共同参画社会の実現は道半ばであり、継続して取組を進めていく必要があります。そこで本プランの基本理念は、第1次プランを継承し「女性も男性もともに輝くまち かにえ ～ だれもが個性と能力を発揮できる社会へ～」として、町民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等が一体となり男女共同参画を推進します。

〔 基本理念 〕

**女性も男性もともに輝くまち かにえ
～ だれもが個性と能力を発揮できる社会へ～**

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、プランの具体的な方向性を示すため、次の4つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

(1) 男女共同参画社会に向けての意識改革

固定的な性別役割分担意識は、若い年代ほど解消傾向が見られるものの、依然として根強く残っています。固定的な性別役割分担意識を解消するため、子どもから高齢者に至る幅広い層を対象とした男女共同参画の視点に立った学習機会を設けることが、家庭や職場、地域社会における男女共同参画社会の基盤を作ることにつながります。

また、学校教育を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性や、性別によってその可能性が狭められることがないよう男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育を推進するとともに、教育の内容が充実するよう教育関係者を対象とした研修等の取組を推進します。

(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければなりません。また、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するためには、あらゆる分野における女性の参画が必要不可欠です。そのため、男女が互いに対等な立場で、積極的に家庭生活や地域活動に参加できるよう支援します。また、地域活動のさまざまな分野で女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるよう環境づくりを進めます。さらに、男女共同参画の視点を取り入れた防災分野での取組を推進します。

(3) 男女がともに働きやすい社会づくり

多様な働き方と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、趣味や学習、地域活動への参画等を通じた自己実現を可能とするものであり、家族が安心して暮らすための責任を果たしていく上でも重要です。しかしながら、固定的な性別役割分担意識などから、家事や子育て、介護における女性の負担が大きい状況が続いており、男性の家庭や地域社会への参画が十分ではない状況です。今後、男女がともに家庭や地域活動等へ参画するために、子育てや地域活動に関する情報の提供や支援の充実に取り組みます。また、職場での賃金、待遇、昇進・昇格の機会、仕事の内容などにおける男女差別をなくし、男女がともに安心して働くことが確保される環境づくりを進めます。さらに、社会のさまざまな分野で一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるよう支援を進めます。

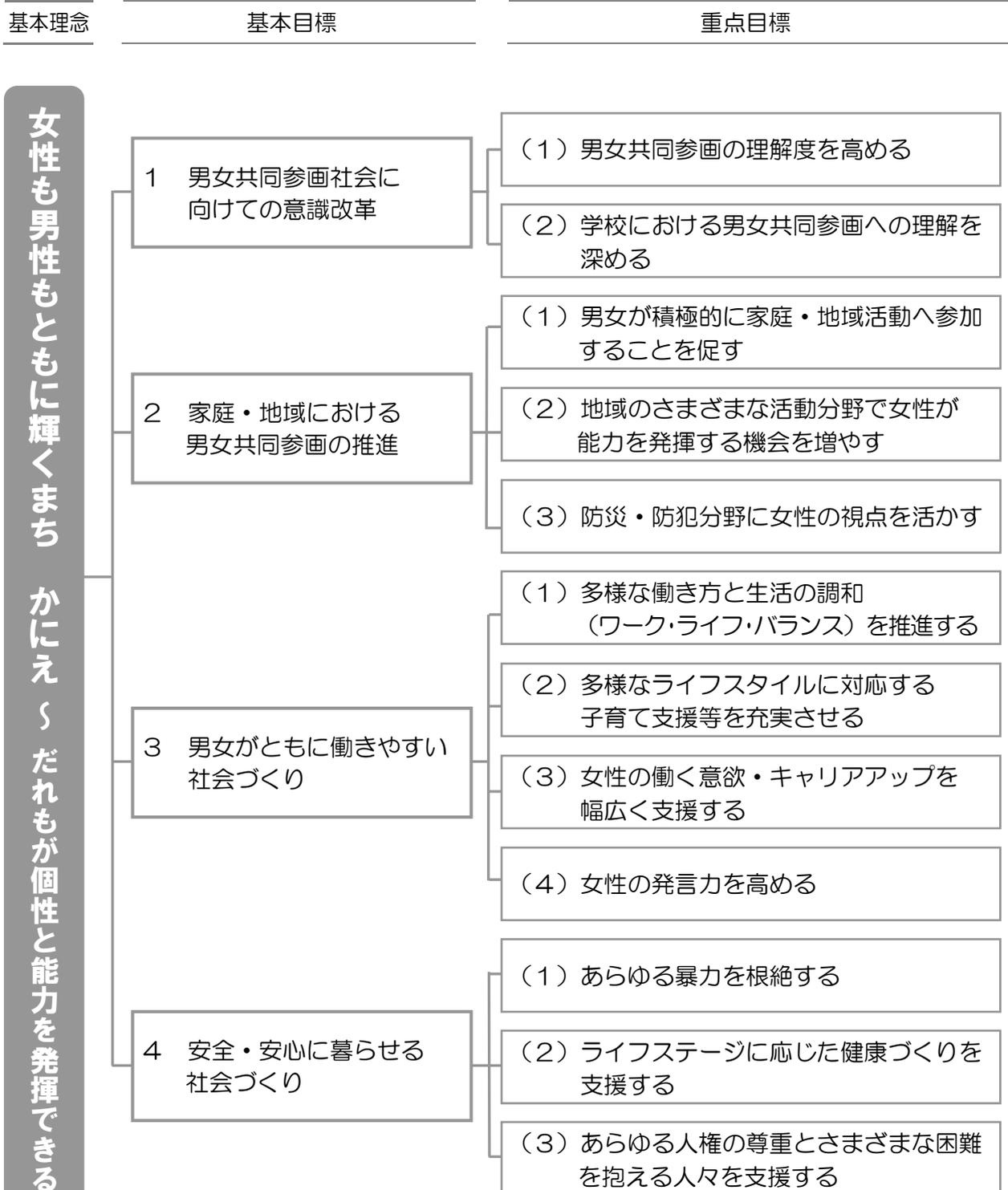
(4) 安全・安心に暮らせる社会づくり

男女間における暴力は重大な人権侵害であり、犯罪となる可能性もあることから、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成、相談体制の整備、関係機関や専門家等と連携した救済・自立支援を推進します。

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。人生 100 年時代を見据え、生涯にわたり男女の健康を支援し、ライフステージに応じた心とからだの健康づくりや生きがいづくりを総合的に進めます。

さらに、生活上の困難に陥りやすい女性等の貧困を解消するとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人や性的マイノリティの人々なども安心して暮らせる環境の整備を図ります。

3 プランの体系



第4章

プランの内容

基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革

〔 数値目標 〕

	目標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
①	講座等受講後のアンケートで「男女共同参画についての理解が深まった」と回答した人の割合	85.0%	90.0%
②	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女の地位が平等と感じる割合	10.4%	20.0%

重点目標1 男女共同参画の理解度を高める

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。広報誌や町ホームページなどさまざまな媒体を活用した情報発信や、男女共同参画に関する講座やイベントの開催により、住民の男女共同参画に対する理解度向上を図ります。

【 行政の取組 】

名称	内容	担当課
男女共同参画に関する広報等による情報提供・啓発の推進	幅広い世代に向けた意識啓発を行うため、毎年、広報誌に男女共同参画に関する特集記事を掲載し、理解度の向上を図る。 また、県やあいち男女共同参画財団が発行するリーフレットやパンフレット等を活用することで効果的な意識啓発を推進する。	政策推進課
男女共同参画講座（セミナー）の開設	あいち男女共同参画財団との共催事業として、隔年で男女共同参画講座（セミナー）を開催する。その際、各年代に興味を持ってもらえるテーマや内容を設定することで、男女共同参画の意識啓発と普及をめざす。	政策推進課
男女共同参画パネル展の開催	社会情勢の変化を踏まえたパネルを展示することで、効果的に男女共同参画の理解度を高める。 また、県の啓発期間に合わせて広報誌及び町ホームページで事業を周知することで来場者の増加につなげる。	政策推進課
男女共同参画映画祭の開催	あいち男女共同参画財団との共催事業として、映画祭を隔年で開催し、男女共同参画の理解度を高める。 感染症対策を講じて安全に開催できるよう、開催方法や定員を工夫するとともに、従来の周知方法に加えた効果的なPR方法を検討する。	政策推進課

重点目標 2 学校における男女共同参画への理解を深める

男女共同参画意識が浸透した社会をめざすためには、子どもの頃からの教育が重要です。そのため、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう、学校教育の中で男女共同参画の視点を取り入れた教育を推進します。また、教職員に対して、男女共同参画の視点に立った取組を実施できるよう研修などに関する情報を提供します。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
男女共同参画に関する行事の開催	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自然な形で学習活動に取り組んでいけるよう、男女共同参画の視点を意識した行事等を開催する。	教育課
性差別等に関する対話を通じた教育	学校教育の中で、男女区別のないグループ学習や、必要に応じて冊子やリーフレットを活用し、男女共同参画についての理解を深める学習を推進する。	教育課
教職員に対する男女共同参画の意識の向上 【新規】	男女共同参画に関する研修、各種ハラスメントやDVに関する研修、性の多様性に関する研修への参加を促し、教職員の男女共同参画に対する意識を高める。	教育課
キャリア教育の推進	講師を招いて職業講話を聞くなどの学習活動や職場体験学習を通して、「男性だから」「女性だから」という視点で職業や仕事を区別するのではなく、それぞれの個性や長所を生かして職業を選択することを指導し、キャリア教育を進める。 また、さまざまな活動を通してキャリアパスポートを活用し、自己有用感を高める学習を行う。	教育課

住民の役割

- 男女ともに互いの立場を尊重・理解し一人ひとりの個性を大切にすること。
- 家族みんなで家事、育児、介護を協力して行うこと。
- 周囲の情報の中に、男女に関する偏った表現がないか、差別を助長するものがないか注意して確認すること。
- 教職員が性差別的な教育をしていないか、子どもの様子を観察すること。

地域・企業等の役割

- 男女ともに働きやすい環境をつくるために、男女共同参画の意識啓発を進めること。
- 広報誌などで男女問わず活躍する方々を紹介すること。
- 子どもの頃から男女平等の意識を持つことができるよう、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、学校教育を支援すること。

※ 住民・地域・企業等の役割はワークショップからの意見を参考にしています。

基本目標 2 家庭・地域における男女共同参画の推進

〔 数値目標 〕

目標項目		現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
③	食事のしたくを夫婦で行う人の割合	17.7%	45.0%
④	嘱託員・嘱託補助員における女性の割合	12.6%	15.0%

重点目標 1 男女が積極的に家庭・地域活動へ参加することを促す

依然として女性が家事を担っている現実があることから、男女がともに家庭と仕事、地域活動等を調和させ自立した生活を送ることができるよう、男性の主体的な家事・育児・介護・地域活動への参画を促す取組を進めます。また、男性が家庭や地域活動に積極的に参画できるよう家事・育児・介護に関する能力を高めるための支援を進めます。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
男性だけの健康づくり教室「男組」の開催	男性が参加しやすい介護予防事業や、栄養・運動等の内容が充実した講座を実施し、男性の地域活動への参画を促す。 新しい生活様式を踏まえた開催方法や講座内容を充実させるとともに、新規参加者の確保に向け、多様な場で講座を周知する。	介護支援課
パパママ育児応援事業	夫婦が一緒になって子育てができる環境を整えるため、男性が参加しやすい父親向けのイベントを実施するなど積極的な子育て支援事業を推進する。	子ども課
乳幼児健診への参加促進	夫婦で協力して子育てに取り組んでもらえるよう、健診案内通知や講座・相談・健診等で父親の参加を促す。 「パパ遊び」、「パパでも簡単離乳食」等の学習機会の充実を図り、父親も子育てに参加する機会を増やす。	健康推進課
パパママ教室への参加促進	夫婦が協力して子育てを行えるよう、母子手帳交付時にパパママ教室を奨励し、情報提供を行う。 また、夫婦が仕事と育児の両方について共に考えていくことができるよう、助言・指導する。	健康推進課
家庭教育事業の開催	家庭での話題づくりとなるよう、親子が一緒に参加(体験)できる事業を実施する。 また、男性がより積極的に家事に参加できるような事業も展開し、家族で協力しながら家事育児ができる体制の構築をめざす。	生涯学習課

重点目標 2 地域のさまざまな活動分野で女性が能力を発揮する機会を増やす

ライフスタイルが多様化している中、それぞれの価値観に応じた視点を取り入れることで、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、地域活動をはじめとするさまざまな分野において、多様な人材が主体的に参画できる地域づくりを進めます。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	地域で子育てを支援するため、町ホームページ、広報誌等による周知や、学校等へ出向き制度の説明を行うなど、児童の預かり可能な援助会員を増やす方策を検討する。 利用者のさまざまなニーズに応えるため、事業の拠点となる場所や事業内容を検討する。	子ども課
プレママサロンの開催	母親が、出産前はもちろん出産後も地域から孤立しないよう、妊娠中から出産後まで継続して通えるサロン事業（プレママサロン・産後ケアサロン）を実施する。 子どもの命を守るために必要な知識を学び、自主防災力と防災意識の向上を図るため、子育てセミナーや防災セミナーを開催する。	子ども課
パパママ教室への参加促進【再掲】	夫婦が協力して子育てを行えるよう、母子手帳交付時にパパママ教室を勧奨し、情報提供を行う。 また、夫婦が仕事と育児の両方について共に考えていくことができるよう、助言・指導する。	健康推進課

重点目標 3 防災・防犯分野に女性の視点を活かす

女性と男性のニーズの違いに配慮した災害等への備えや発生時の対応力を強化するため、避難所運営マニュアルの改訂や避難訓練等への女性の参画を促します。また、女性の防犯意識の向上を図るための防犯教室を開催します。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
児童・母親向けの防犯教室の開催	女性や子どもを狙った犯罪を抑止するために子ども課や警察などの関係機関と連携し、児童・保護者を対象に防犯教室、防犯活動及び啓発活動等を実施することで、女性の防犯意識の向上を図る。	安心安全課
防災会議への女性委員の登用	女性の視点を取り入れた防災対策を行うため、防災会議における女性委員の増員を検討する。	安心安全課
防災訓練等への女性の参画	避難所設営関連の訓練等については、女性の参加者3割を推奨し、防災訓練、防災学習会への参加促進のために女性枠を設ける等、町内会に働きかける。 女性のニーズにあった避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアルの改訂も含め女性の意見を取り入れるとともに、防災備蓄品に生理用品等を加えることを検討する。	安心安全課

住民の役割

- 男性の育児・介護の知識や技術の習得を積極的に行うこと。
- 近隣住民同士が声をかけ合い、性別や年齢に関わらず、積極的に地域活動や社会活動に参加すること。
- 地域活動などにおいては、男女で区別することなく個々の役割を担うこと。
- 防犯教室、防犯活動に積極的に参加すること。
- 防災学習会、防災訓練に積極的に参加すること。

地域・企業等の役割

- 男女ともに参加しやすい地域活動を行えるよう工夫すること。
- 地域活動における会長や役員などの選出について、固定的な性別役割分担意識にとられない人員の配置に努めること。
- 地域活動や団体活動において、多様な意見を取り入れること。
- 女性の視点を踏まえた地域での防災・防犯対策などを行うこと。

※ 住民・地域・企業等の役割はワークショップからの意見を参考にしています。

基本目標 3 男女がともに働きやすい社会づくり

〔 数値目標 〕

	目標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
⑤	役場職員（一般職）における女性管理職の割合 ※消防・保育所等は除く	23.1%	30.0%
⑥	町内事業所における女性管理職の割合	7.2%	14.0%
⑦	役場職員における男性の育児休業取得率	25.0%	40.0%
⑧	町内事業所における男性の育児休業取得率	11.5%	20.0%
⑨	町の審議会等の女性委員の割合 (地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づ く地方公共団体の審議会等のこと)	18.0%	25.0%
⑩	ワーク・ライフ・バランスの認知度	47.8%	75.0%

重点目標 1 多様な働き方と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する

男性の育児休業の取得促進やライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方を進めるため、長時間労働の削減や労働生産性の向上などによる働き方改革の重要性について関係機関と連携して周知・啓発します。また、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行います。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
年次有給休暇取得の促進	ワーク・ライフ・バランスを推進するメリットや先進事例などを周知するため、公共施設等でポスター掲示やパンフレットを配架する。 また、通勤のために近鉄蟹江駅などを利用する人を対象にワーク・ライフ・バランスの啓発活動を行う。	ふるさと振興課
	管理職に対する啓発や掲示板等を活用し、職員に積極的な年次有給休暇の取得を呼びかけることで、職員が年次有給休暇を取得しやすい環境を整える。 また、年次有給休暇取得率の集計を行い、職員に情報提供することで、積極的な年次有給休暇の取得を促す。	総務課
介護に関する相談体制の充実	介護に関する総合相談窓口を福祉まつりやサロン活動などで周知し利用を促し、介護者のさまざまな相談に応じて必要な支援を行うことで、介護者の負担軽減につなげる。また、介護の課題を抱える前の段階から相談窓口などの情報提供を積極的に行う。	介護支援課

重点目標 2 多様なライフスタイルに対応する子育て支援等を充実させる

男女がともに子育てと仕事、地域活動等を調和させることができるよう、子育てに関する不安や負担感を解消するとともに、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスなどを提供することで、きめ細かな子育て支援を推進します。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
男性の育児休業取得の推進	育児休業制度等に関する情報をまとめ、職員に提供することで、子どもが生まれた職員が積極的に育児休業を取得できる体制を支援する。	総務課
	男性も女性も育児休業が取得しやすい環境づくりをめざし、町商工会を通じてリーフレットなど啓発物を配布し、町内事業所等へ情報提供する。	ふるさと振興課
保育事業の充実	働きながら子育てをする男女を支援するため、保護者の就労形態の多様化に対応した一時保育や延長保育、病後児保育など保育サービスの充実を図る。	子ども課
学童保育事業の充実	年々増加傾向にある学童保育のニーズに対応するため、教育委員会と協力し、継続して小学校の余裕教室を利用して学童保育を実施する。 また、町内私立幼稚園2園に委託している学童保育の運営を継続することにより、児童の健全な育成と安全を確保する。	子ども課

重点目標 3 女性の働く意欲・キャリアアップを幅広く支援する

出産・育児等により離職した女性の再就職や女性のキャリアアップ・能力向上を支援するため、研修やパンフレット等による情報提供を行います。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
女性のための再就職相談窓口案内の広報	再就職を希望する女性を支援する「ママ・ジョブ・あいち」の取組を周知するため、広報誌への掲載及び子ども課などの関係課にパンフレットを配布する。 相談者の利便性に配慮し、カウンセラー派遣による「ママ・ジョブ・あいち」出張相談を実施する。	ふるさと振興課

重点目標 4 女性の発言力を高める

政策や方針に多様な視点・価値観を取り入れるため、男女の人数をなるべく均衡させることが望ましいことから、あらゆる分野における政策立案・方針決定の過程への女性参画の拡大に向け、町が率先して審議会等に女性の登用を促進します。また、特定事業主行動計画に基づき、町の女性職員の職域拡大及び管理職への積極的な登用に取り組みます。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
審議会等への女性の登用促進（人材育成）	所管する審議会等への女性の登用を促進していくに当たり、任期満了の際は女性比率があがるよう積極的に働きかけを行う。 役場における管理的地位への女性職員の登用と併せて相乗効果を図る。	全 課
役場における管理的地位への女性職員の登用	県の女性職員キャリアアップ研修への積極的な参加を呼びかけ、キャリア形成の意識を高める。 育児休業等からの復職が、キャリア形成においてマイナス要素にならないように努める。	総務課

住民の役割

- 男女がともに仕事と家庭のバランスがとれた生活が送れるよう、家族間の共通認識を持つため、家庭内で話し合うこと。
- 育児・介護休暇を積極的に活用し、家事・育児・介護などを家族で協力して行うこと。
- 効率的な仕事への取り組み姿勢を工夫し、家庭・地域に意識を向ける機会を増やすこと。
- 子育てサービスや介護サービスなどについてよく理解し、活用すること。
- 能力開発や職業能力取得に関する情報を積極的に入手し、活用すること。
- 男女ともに知識や能力を高められるよう、学習会などに参加すること。
- 男女ともに審議会等の意思決定や方針決定過程の場へ積極的に参画すること。

地域・企業等の役割

- 長時間労働の抑制など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境を整えること。
- 多様な就業ニーズに対応した勤務体制づくり、フレックス制、在宅ワークなど柔軟な勤務形態を検討すること。
- 男女ともに育児・介護休業の取得を推進し、育児・介護と仕事の両立を支援すること。
- さらなる子育て支援策の供給に努めます。
- 出産・育児等により離職した女性の再就職を支援すること。
- 募集、採用、昇進、給与などにおいて、性別を理由とした格差をなくすこと。
- 管理職への女性の登用を積極的に進め、管理職の男女比率を近づけるように努めること。

※ 住民・地域・企業等の役割はワークショップからの意見を参考にしています。

基本目標 4 / 安全・安心に暮らせる社会づくり

〔 数値目標 〕

目標項目		現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
⑪	20歳代の子宮がん検診の受診率	14.8%	36.2%
⑫	乳がん検診の受診率	31.1%	40.0%
⑬	DVについての相談窓口の認知度	62.7%	80.0%

重点目標 1 あらゆる暴力を根絶する

配偶者等からの暴力（DV）を防止するための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図ります。また、暴力の被害に悩みを抱えている人へ迅速な対応ができるよう関係機関との連携した支援体制を確立し、被害者の早期発見・早期対応を図ります。さらに、恋人間における暴力（デートDV）等の予防に向けた周知啓発を進めます。

【 行政の取組 】

名称	内容	担当課
ストップDV啓発事業の推進	配偶者等からのDVや恋人間におけるデートDV等、あらゆる暴力を許さないという意識を社会全体で共有するため、広報誌への掲載やポスターの掲示、パンフレット配布等を行い啓発する。 また、日頃から警察や海部福祉相談センターの女性相談員と連携し情報を共有することで、DV被害者を早期に発見し適切な対応を図る。	子ども課

重点目標 2 ライフステージに応じた健康づくりを支援する

性別や年齢、生活習慣の違いによりさまざまな健康上の課題があることから、女性がかかりやすい子宮頸がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の受診率の向上に努めます。また、ゲートキーパーの養成により、問題が複雑化する前の早い段階からこころの健康づくりを支援します。また、妊娠から出産期において安心して妊娠・出産できる環境を整備するため、妊娠・出産・育児に関する学習機会の提供や相談窓口の充実を図ります。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
こころの相談・ゲートキーパーの養成【新規】	蟹江町自殺対策計画に基づき、関係機関との連携支援、相談窓口等の普及啓発、相談体制を充実させるとともにゲートキーパーの養成を行うことで、自殺対策の推進を図る。	健康推進課
介護予防事業の充実	自主的な活動に向け情報提供等を行うことで、各施設や役場窓口で気軽に相談できる環境を作り、住民による主体的な介護予防の実施につなげる。 関係機関との連携強化などで新たな拠点を模索し、新しい生活様式を踏まえた開催方法や講座内容を検討することで、新規参加者の確保につなげる。	介護支援課
女性のがん検診の推進	女性のがん検診受診率向上のため、受診券の個別送付やインターネット予約を周知し、子育て中の母親やひとり親へ情報発信する。 また、町の検診以外に受診機会が少ない国民健康保険加入の女性などに対し、検診の案内を複数回行うことで、新たな受診につなげ、受診率を向上させる。	健康推進課
女性の健康維持・増進教室の開催	活き生きかにエスポーツクラブと連携し、子育て中のお母さんを始め多くの女性が気軽に参加できるスポーツ事業を充実させることで、女性の健康増進を支援する。	生涯学習課

重点目標 3 あらゆる人権の尊重とさまざまな困難を抱える人々を支援する

高齢者や障がい者やその家族が、住み慣れた地域社会の中で安心して暮らし続けていくために、在宅生活の継続を可能とするさまざまな支援や情報提供を行います。また、ひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境整備を図るとともに、家庭の経済状況によって子どもの教育に格差が生じないように、子ども学習支援事業の周知や支援を行います。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
生活困窮者等への支援 ・相談事業の推進	生活困窮者からの相談に対して、関係機関と連携を図りながら連絡体制や窓口を充実させることで、個人の相談をその先の支援へつなげていく機能を整備する。 県が実施する子ども学習支援事業の周知を図り、子どもの教育に格差が生じないように支援を続ける。 生活困窮世帯の女性を対象に、関係各課と連携して防災備蓄品（生理用品等）の配布について検討する。	住民課
災害時避難行動要支援者への支援	災害時に備えるため、町内会や民生委員等と連携し、災害時避難行動要支援者名簿の異動状況の確認及び更新や、新たに支援を要する人へ災害時避難行動要支援者登録制度を周知する。	住民課
母子・父子福祉事業の充実	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担分を助成することで自立を促すとともに、健康の保持増進を図る。子ども課と情報共有しながら住民に寄り添ったきめ細かな支援を行う。	保険医療課
介護に関する相談体制の充実	介護に関する総合相談窓口を福祉まつりやサロン活動などで周知し利用を促し、介護者のさまざまな相談に応じて必要な支援を行うことで、介護者の負担軽減につなげる。また、介護の課題を抱える前の段階から相談窓口などの情報提供を積極的に行う。	介護支援課
プレスクール事業の充実	外国にルーツを持つ子どもを支援するため、教育課と連携し、継続してプレスクール事業を行う。また、プレスクール、こども教室及びプレスクール指導者養成講座を一本化して事業を実施することが可能か、教育課とともに検討していく。	子ども課
障がい者の相談支援の充実	地域生活支援拠点において、地域資源を活用するため、事業所への働きかけや県主催の研修等への参加を促し、専門的人材の育成を行うことで、支援機能を強化する。 海部南部権利擁護センターや相談支援事業所などの関係機関と連携し、現在の状況を把握することで、成年後見制度の周知やそれぞれのニーズに合った事業所等の情報提供を行う。	保険医療課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が安心して暮らしていくために、各種手当の受給をはじめ、生活全般にわたる相談等を総合的に行う。町ホームページ、広報誌等にて児童扶養手当、遺児手当制度等の経済的支援について掲載し、周知を継続する。 ひとり親家庭の女性を対象に、関係各課と連携して防災備蓄品（生理用品等）の配布について検討する。	子ども課

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
ひとり親家庭への支援	母子・父子家庭医療受給者に対し、検診料の自己負担免除の案内を個人通知するとともに、検診ガイドや町ホームページ等で支援制度を周知する。	健康推進課
高齢者の自立支援の推進【新規】	認知症サポーターの育成や地域の自主活動グループの活性化を支援することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制やネットワークづくりを推進する。	介護支援課

住民の役割

- あらゆる暴力は人権を侵害する行為であり、犯罪であることを認識すること。
- 近所でDVに気づいた時、見て見ぬふりをせず、被害者に対して相談窓口を紹介し、関係機関に情報を伝えること。
- 自分や家族の健康について関心を持つこと。
- 各種検診を積極的に受診し、気になる症状があれば、早めに医療機関を受診し、早期発見・早期治療を心がけること。
- 健康づくりに関する学習機会に積極的に参加し、必要に応じて相談機関を利用すること。
- 困った時は、まず身近な相談窓口に相談すること。
- 高齢者や障がいのある人など、地域の中で支援が必要な人を見守り声をかけるなど、できる限り支援すること。

地域・企業等の役割

- 安心して相談できる体制をつくること。
- ハラスメントやDVを防止するための周知・啓発活動に工夫して取り組むこと。
- 地域のみんなで健康づくりに取り組むこと。
- 職場において、健康診査の受診を呼びかけること。
- 従業員のこころの健康に配慮すること。
- 高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭など地域の中で支援が必要な人を見守り、声かけをすること。
- 地域で積極的な交流を図り、互いに顔の見える関係づくりを進めること。

※ 住民・地域・企業等の役割はワークショップからの意見を参考にしています。

第5章

プランの推進

1 推進体制

(1) 協働によるプランの推進

男女共同参画の意識を醸成するためには、町民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等、地域のさまざまな主体が一体となって取り組むことが重要です。

本プランを着実に推進するために、各主体は将来の蟹江町の男女共同参画推進に対しての役割を認識し、それぞれに連携・協働して、各施策に取り組みます。広域的な課題については、国・県や近隣の市町と連携し、施策を推進します。

また、さまざまな機会を通じ、町民等へ情報提供や意識啓発を行い、相談支援体制を充実させ、推進体制の構築に努めていきます。

(2) プランの推進体制と評価

計画の実効性を確保するために、プランに位置付けられる施策については、「蟹江町男女共同参画推進会議」でプランの進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、社会情勢の変化などに応じて実施方法などを見直していきます。

進捗管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、年度ごとに「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルで、事業の改善を図ります。

また、プランの見直しに合わせて、アンケート調査を実施します。さらに、各部署による事業の評価、施策の調整、進行管理を行い、より良い事業を推進していきます。

2 数値目標

男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的に推進するための指標を設定します。

目標項目		現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革			
①	講座等受講後のアンケートで「男女共同参画についての理解が深まった」と回答した人の割合	85.0%	90.0%
②	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女の地位が平等と感じる割合	10.4%	20.0%
基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の推進			
③	食事のしたくを夫婦で行う人の割合	17.7%	45.0%
④	嘱託員・嘱託補助員における女性の割合	12.6%	15.0%
基本目標3 男女がともに働きやすい社会づくり			
⑤	役場職員（一般職）における女性管理職の割合 ※消防・保育所等は除く	23.1%	30.0%
⑥	町内事業所における女性管理職の割合	7.2%	14.0%
⑦	役場職員における男性の育児休業取得率	25.0%	40.0%
⑧	町内事業所における男性の育児休業取得率	11.5%	20.0%
⑨	町の審議会等の女性委員の割合 (地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく 地方公共団体の審議会等のこと)	18.0%	25.0%
⑩	ワーク・ライフ・バランスの認知度	47.8%	75.0%
基本目標4 安全・安心に暮らせる社会づくり			
⑪	20歳代の子宮がん検診の受診率	14.8%	36.2%
⑫	乳がん検診の受診率	31.1%	40.0%
⑬	DVについての相談窓口の認知度	62.7%	80.0%